

令和4年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年12月6日

招集年月日	令和4年12月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和4年12月5日 午前10時10分			議 長	中本 正廣
	閉 会				議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	△
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	3 番	佐々木 道則		4 番	小 島 俊 二	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

	一般質問
--	------

令和4年第7回定例会
(令和4年12月6日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

皆さんおはようございます。今日から一般質問ですのでどうかよろしく申し上げます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、御手元に配付した一般質問通告書のとおり、10人の議員から質問通告がございましたが、本日、一般質問を予定しておりました、佐々木美知夫議員から、定例会を欠席する旨の届けがございましたので、本日の質問順位を繰上げて行うことといたしました。どうか御承知おきください。それでは順次、発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番角田でございます。朝夕の冷え込みが厳しく、冬の到来を肌で感じる季節となりました。本年度も、本年も今日を含め、あと26日を残すのみとなりました。振り返れば、今年も、新型コロナウイルス感染症を念頭に置いての行政運営であったと思っております。私生活におきましても、家族以外の人と接するときは、マスクの着用等、新型コロナウイルス感染症に気配りをした行動に終始してきたところでございます。感染拡大は、収縮を繰り返しながら、今、第8波の感染拡大と言われております。これはウイルス感染症に終息はあるのかと不安に思うところでございます。今年、2月のロシア軍がウクライナ侵略を開始し、一向に、停戦終戦へと向かう傾向がありません。物価の上昇、経済の悪化は、当事国にとどまらず、世界規模での経済悪化に進んでおります。また、隣国の度重なる飛翔物体の打ち上げが、国民を恐怖に落とし入れ、緊張を高めております。日本では、無人機による攻撃に対処するため、新しい地対空ミサイルを国産で開発し、2029年には、部隊に配備する方針であることがわかりました。有事のときの反撃能力の強化、防衛装備の充実等、防衛力の強化を避けて通ることが出来ない状況になりつつあるということだと思います。世界が、平和を求めながらも、それに逆行する動きがあることに不安を覚えるところでございます。今、注目のサッカーワールドカップ、日本は決勝トーナメントで惜しくも勝ち上がることが出来ませんでした。健闘を称えたいと思います。試合中の、はらはらどきどき、勝ったときの興奮、負けたときのむなしさ、その瞬間に、テレビを通してつき合ってきたところでございます。皆様はどうだったのでしょうか。例年12月は、通常業務に加え、次年度の予算編成など、多忙を極める時期でございます。町長初め、職員の皆様の献身的な行政運営に敬意を表し、早速ではございますが、一般質問をさせていただきます。このたびは、次年度予算編成について、森林セラピーについて、豚熱について、この3項目を、一問一答方式で順次質問させていただきます。まず最初に、次年度予算編成について、令和4年度も3分の2に当たる8か月が経過をしたこととなります。今年度事業の執行期間はあと4か月でございます。残る事業が年度内に完了することを願っているものでございます。橋本町長にとりまして、3度目

の予算編成になると思います。次年度予算編成に当たって、町長から職員に予算編成方針が示されているものと思っています。まず最初に、予算編成基本方針についてお尋ねをします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて皆様おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。角田議員より、次年度の予算編成方針について、御質問いただきました。御指摘のようにですね、私も3回目の予算編成をさせていただくということですね、このたびも令和5年度の予算編成方針をお示しをさせていただいてるところでございます。厳しい財政状況の中ですね、事業の選択と集中ですとか、あるいは、エビデンスに基づく効果的な政策形成などですね、従来から指示をさせていただいてるところについては、改めて、庁内に提示をさせていただいてるところでございますけれども、それに加えて、私として、どういう分野に、来年度重点を置くかと、そういったことをですね、いわゆる通称骨太プログラムと言っておりますけれども、それについてもあわせて、庁内には提示をさせていただいてるところでございます。改めて今回のその骨太方針について少し触れさせていただきますと、私も町政を2年、折り返しが過ぎたということですね2回の予算編成をさせていただいて、もちろん、その施策、それぞれで進んでいる進んでいないそれぞれあるんですけども、そうは言いながらも全体を見たときにはですね、いろいろな施策少しずつでありますけれども、具体化をしてきてるのではないかなと感じているところでございます。私としては、これまでずっと人口減少に歯止めをかけるというところに力を入れて取組をさせていただいて、その肝はですね、とりわけ住宅の確保ということだったわけでございます。ここについては残念ながら、なかなか悪戦苦闘してるところではございますけれども、一方で、住宅改修の補助制度を整備をさせていただくとか、あるいは、通勤費の助成対象を拡充するといった取組を進めてきておりますし、また魅力的な雇用の確保ということも提示させていただいて、観光振興ですとか、あるいはここ最近でいうと林業や農業といった一次産業の振興についても、それぞれ取組を始めさせていただいているところでございます。また、生活環境の整備という意味では、定額タクシー制度を進めていく、あるいは、ここ最近でいうと、デジタルトランスフォーメーション、そういった取組も進めさせていただいているところでございます。そういった諸々の政策の効果が、直接、反映したかどうかというのはまだまだこれから分析をしないといけないわけですが、今年度の予算の骨太プログラムの中でもある意味目標としておりました。社会増への転換ということについてはですね、これ、今年、今年度ですけども11月末現在で、プラス14ということで今のところまだ社会増を維持しているというかですね、目標をまだ、まだこれから、数か月ありますけれどもいまだ保持しておるという状況でございます。こうした状況を踏まえますとですね、次年度の予算編成において、これまでの取組を大きく方針転換をするという状況ではないと。そういった意味では昨年度もお話をしましたが、引き続き、今まで取り組んでいる施策の方向性をさらに前へ進めていくと。昨年でいうと進化、進める進化と深い深化という話をさせていただきましたが、これ引き続き、やはり、継続して取り組むべきではないかなというふうに思っております。加えて、さらにですね、町民の皆さんに、その成果をしっかりと感じていただけるように、スピードアップをさらに図っていくべきではないかということが、今現在の私の思いでございます。そういった意味で、引き続き、来年度についても、人口減少対策を最優先課題とさせていただいて、住み続けたい、あるいは住んでみたいまちづくり、この具現化をですね、まずは、引き続き、役場としても力を入れていきたいなということが一つであります。二つ目でございますが、コロナ対応ですね、角田議員も御指摘をいただいたとおり、今年もまたですね、

コロナ対策の中で、様々な取組をしていかなければいけない状況でございまして、今第8波が始まっているというところでございますが、私もこう、2年3年こういう仕事をしながら感じるのはですね、もうこれ、コロナがゼロになるというのはちょっと考えにくいなど、ですから、ウイズコロナ、アフターコロナというお話ありましたが、アフターコロナというよりもウイズコロナ前提と、ゼロコロナはあり得ないということ、その思いの中で、ウイズコロナの前提とした取組を、これからやっぱり考えていかなければならない、施策全般についてですね、それが二つ目に提示をしたところでございます。そして三つ目ですけれども、様々な行政施策、取組を進めていくわけでございますが、特にここ最近思うのは、本町のような財源も、それから職員の数も限られている小さな町は、だからこそですね、他市町以上に仕事の進め方において、様々な工夫をやっぱり進めていく必要があると思っております、ここ最近で言いますと、公民連携ですとか、あるいはデジタルトランスフォーメーション、さらには情報発信、そして、従来から指摘されてます住民との協働といった、いわゆる行政の仕事の進め方の中でも、新しい取組、新しい仕事の進め方、これをやっぱり、それぞれの施策の中でも、意識をして果敢にチャレンジをしていく必要があるのではないかとことです。そして最後にですね、今までの人口減少対策に歯止めをかけるということとは別に、この2年間でもいろんな仕事をさせていただいておりますけれども、とりわけ風力発電の問題ですとか、あるいは、水道事業の広域連携というのは、目先の対応をどうするかということだけではなくて、やっぱり町の将来像に大きく関わってくる、そういった意味でも大変難しい、政策判断、私なりにさせていただいたつもりでございます。結果としてですね、水道事業の広域連携については、水を資源と捉えたまちづくりをこれから考えていくというつながりになっておりますし、また、風力発電についてもですね、結果として、これから本町として大規模開発にどう向き合っていくのかということ、これから考えなければならない段階に来ているというふうに思っております。またちょっと話が変わりますが、今年教育大綱の改定についても取組をさせていただきますが、これも考えてみたら町の将来像に大きく関わってくる課題でございまして、そういった意味では、改めて、町の将来像というかですね、そういったものが問われる課題も、かなりあったというふうに感じております。で、実は本町の第2次長期総合計画ですね、これが2024年で終期を迎えるという状況になってございまして、まさに来年度は、この長期計画をこれからどうしていくか、第3次のもをつくるのかもうそれとも全く新しいものをつくるのかを置いて、我々町としてもですね、そういった第2次長期計画に代わる、町の将来像を見据えていく、あるいは、2023年は町としてどういうビジョンを掲げていくかというのを我々なりにやっぱり練っていく、そういうタイミングでもあるのではないかとこのように思っております。それで、私としてはですね、自然を生かしたまちづくりというのは私なりにある意味まちづくりのビジョンとして訴えておりますが、これを考えてみますとですね、将来像というよりは、まちづくりを進めるための手段として、この自然を生かしたというところにこだわっていかうというのが、メッセージだったのではないかと思います、そういったまちづくり、自然を生かしたまちづくりによって、どういうまちの将来像を目指すのかということも、改めてしっかりと練っていく必要がある、あるいはそのビジョンにつながるような取組を、やはり来年度、取りかかっていく必要があるというふうに思っております。以上4点について意識をしながら、来年度予算編成を、具体的な政策課題、提案をですね、してもらいたいということを、庁内には指示をさせていただいたところでございます。長くなりましたが、大変失礼いたしました。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい、予算編成方針について町長のお考えを伺いました。次年度の予算編成については、事業の選択と集中、エビデンスに基づく効果的な政策形成、特に重点的に取り組むべきポイントについては、昨年同様、骨太プログラムというようにお聞きをいたしました。今年度の事務事業の執行状況、財政状況を踏まえ、次年度の予算の目標とする規模についてはどうお考えか、お伺いをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて次年度の予算の規模についての御質問いただきました。令和4年度の当初予算総額はですね、76億3000万ということで、令和3年度から比べますと2億6100万円減という状況でした。ただ、この額もですね、76億3000万という額なんですが、類似団体の平均と比較するとなお6億円多いという状況でございます。そういった意味ではですね、財政規律のことも考えながら、我々として中期財政運営方針もつくらせていただいておりますけれども、その中期財政運営方針ではですね、そうは言っても、本町の場合、面積が広い、人口が少ない割には面積が広いということも組合せてですね、類似団体より多いものの、令和5年度でいうと77億の規模を、一応その中期財政運営方針では設定をさせていただいております。あとは、そうは言いながらも様々な、現在、町の将来を見据えたプロジェクトも進めさせていただいているところでもございます。そういったプロジェクトについてはですね、タイミングを逃すことなく進めていく必要もあろうかと思っております。そういった諸々を考えさせていただきながらですね、適切な規模を、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。本来なら事業計画のほうを先にですね、お尋ねするべきであったわけですが、あえて予算規模についてお尋ねをし、答弁をいただきました。中期財政運営方針では、令和5年度、77億円規模を設定しているということでございました。財政運営面では、財政の健全性が求められるところでございます。予算の規模については前年度との比較に心配りがされているのではないかと感じました。重要なのは、住民の満足度の高い行政運営に資する予算であることだと思います。次年度、安芸太田町が目指す、まちづくりにおきまして、新規事業について、また継続して取り組む重要な事業についてお考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして新規事業について、継続して取り組む重要な事業についてということで御質問いただいております。具体的な、次年度の施策の中身についてはですね、今申し上げた、先ほど申し上げた骨太プログラムに沿って、各原課のほうで、これから検討をしてもらうということになるわけですが、私どもとしてもですね、ぜひ、魅力的な提案が出てくるようなことを期待をしてるわけですが、一方で、少し骨太プログラムの中でも、具体的に取り組むべき課題というか、分野については、上げさせていただいております。例えば住んでみたい、住み続けたい、そういうまちづくりの具現化の中で言いますと、U I J ターンしたくなる住宅の確保ですとか、自然を生かした魅力ある雇用の創出ですとか、道の駅再整備事業の着実な推進、デジタル技術を活用した生活環境の充実、地域包括ケアシステムのさら

なる充実、災害に強いまちづくり、病院経営改革プランの推進、さらには、さらなるにぎわいに向けた既存施設の活用、地域の活性化につながる施設の整備、そういった分野についてはお示しをさせていただいているところでございます。またそれとは別に、先ほどこれも触れさせていただきました。まちづくりビジョンのさらなる進化に沿う形でですね、水を生かしたまちづくりの具体化ですとか、あるいは、自然を生かした教育環境の具体化、健康づくりを通じたまちづくりの具体化、さらには、脱炭素社会、地域循環型社会の具体化、公共施設の整理合理化の具体化、そういった分野についても、それぞれ、魅力ある、新規事業、提案をぜひ、庁内で検討してほしいということは私なりに示したところでございます。具体的な提案についてはこれから、庁内でしっかりとメリハリをつけながらですね、予算編成を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。予算編成基本方針、予算の規模、新規事業について、次年度の行政運営の方針を伺いました。重要事業として、たくさんの事業が示され、メリハリのある、予算を編成するとの答弁でございました。これから細部にわたって、調整された予算となることと思います。その内容につきましては、今後審査をする機会がありますので、この質問項目はこれくらいにさせていただきます、次に移ります。次は、森林セラピーについて。今年の秋は、雨も少なく、好天続きで、安芸太田町にも紅葉を楽しむためにたくさんの方が訪れました。今は紅葉の秋は通り過ぎ、野や山は休眠の時期に入ってきたところでございます。野山の草木が活動している緑の森林に入れば、爽やかな気分になれる、あるいは落ち着く、このように感じることから、森林には、健康増進の効果があると言われ、森林の中を歩いて、心身をリフレッシュしようと、森林浴という表現で、森林との触れ合いが進められてきました。その後、森林の持つ癒やしの効果について、医学的に検証して、その森林一帯を癒やしのある森林として認定をし、健康を増進する取組が始まりました。こうした森林環境を総合的に利用した健康増進のことが、森林セラピーでございます。森林セラピーは、登山やハイキングではなく、健康のために、森林と接することというものでございます。古い話ですが、2001年に林野庁が行った、森林セラピーに関する調査で、全国の医療機関のうち、高齢者の保養、医療環境として、森林に期待している医療機関が半数以上に上ったとされております。森林セラピーの対象者として、高齢者、もしくは中年の方の健康づくり、生活習慣病の予防が当面の活用目的になるであろう。加えて、ストレスのたまる職場環境にある人の、心身のリフレッシュやメンタルヘルスの手段として、森林セラピーの効果が期待できると。そういうような調査結果となっておりました。森林セラピー事業には、癒やしの効果があると認められた森林セラピー基地、森林セラピーロードという施設や場所、また、森林セラピスト、森林セラピーガイドと言われる、有資格者で事業を営むとされております。安芸太田町も、森林セラピーの町という、大きな看板を掲げ、森林セラピーに取り組んでおられます。そこで、次のことについてお伺いをします。森林セラピー基地や森林セラピーロードの認定の基準について、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。セラピー、森林セラピー基地、森林セラピーロードの認定基準について御質問をいただきました。森林セラピーは、平成18年に、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティが長野県上松町で初めて基地

として認定され、令和4年現在、セラピー基地やセラピーロードの認定を受けている地域は、全国63か所あります。森林セラピー基地とは、道幅が広く緩やかな傾斜で、歩きやすい散策路の、いわゆる森林セラピーロードが2本以上あり、健康増進やリラックスを目的とした包括的なプログラムを提供している地域のことです。充実した森林セラピーを受けることのできる滞在宿泊施設が整っている必要がございます。周辺に滞在、宿泊施設がない森林セラピーロードの場合は、道幅が広く緩やかな傾斜で、歩きやすい散策路が1本以上あれば、認定審査を受けることが出来ます。基地とロードの認定に当たり、森林セラピーソサエティの審査委員会が審査します。セラピーロードは、生理・心理実験による癒やし、リラックス効果の実験結果、自然社会条件などを評価し、審査委員会が認定します。セラピー基地は、審査委員会が、森林セラピーステアリングコミュティに認定の推薦をし、ロードでの評価に加え、滞在型施設などの評価をステアリングコミュティが改めて審議した上で、適宜について決定をいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

森林セラピー基地、森林セラピーロードの認定について答弁をいただきました。特に、森林セラピーロードについては、地域の特色を生かした魅力ある森林セラピーロードであることが、事業の展開を左右することになると思います。そこで、森林セラピーを展開する森林セラピーロードの認定を受ける箇所はどのように選定をされたのか、認定を受けた安芸太田町の森林セラピーロードの特徴について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林セラピーロードについてでございます。セラピーロードについては、20分程度の歩行できる散策道をワンユニットとして幾つかを組合せて、ロードとされます。古い傾斜地、一般的な山道より道幅が広目で歩きやすさを考慮したコースなどの条件がございます。道路の距離、斜度、森林種や林齢、路面状態、視点場、休憩場所などを検討して結果、龍頭峡セラピーロード、深入山セラピーロード、恐羅漢セラピーロード、三段峡セラピーロードを2か所、計4ロード5コースを選定したものでございます。安芸太田町の森林セラピーロードの特徴として、2点挙げられます。初級者向けから中級者向けのコースが特徴であることと、豊かな自然環境にあることとでございます。龍頭峡につきましては初級者向け深入山につきましては、初級中級者向け、三段峡については中級者向け、恐羅漢については、中級者向けと整理をされており、また、自然環境につきましては、西中国山地国定公園、県自然環境保全地域というところで設定をされており、以上の2点が特徴として挙げられております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。森林セラピーロードにつきましては、地形による難易度、初級コース、また、中級コース、それぞれ特殊な自然環境があるところが認定されているというように感じました。実際に、森林セラピー事業に携わる森林セラピストの業務とはどういうものなのでしょうか。また、安芸太田町の森林セラピーに、関わるセラピストは何名おられますか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林セラピストについてございます。森林セラピストは、森林を訪れる利用者に応じて適切なプログラムを提供し、効果的なセラピー活動を指導する者のことでございます。森林セラピーガイドとしての知識に加え、健康心理についての専門的な知識と高いコミュニケーション能力を有する者で、利用者に対して、質の高い保養プログラムを提供し、森林セラピーの実践を指導することが求められています。現時点での森林セラピストの登録者は12名でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

続けてお尋ねします。森林セラピーガイドの業務と、人数について教えていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林セラピーガイドについてでございます。森林セラピーガイドは、森林を訪れる利用者に対して、森林浴効果が上がるよう、散策や運動を現地で案内する者のことでございます。森林に関する環境、科学的な知識に加え、森の癒やし、森の癒やし効果について、生理学的な知見を有する者で、利用者に対し、安心安全な森林散策を確保し、森林環境内での歩行や運動、レクリエーション活動などを通して、正しい森林セラピーの方法を助言することが求められています。現時点での森林セラピーガイドの登録者は25名でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。森林セラピーを実施するための受入れ体制について伺います。安芸太田町の認定を受けた森林セラピーロードが、4か所、コースとしては5か所ということございました。これが点在をしております。森林セラピストが12名、森林セラピーガイドが25人ということございました。ほかにも、取りまとめや事務等のスタッフを含めて、森林セラピー事業の実施体制は十分であると思っておりますか、お伺いをいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。森林セラピーの受入れ体制に関する御質問でございます。現在森林セラピーガイドとして活躍できる方も人数も限られていることなど、森林セラピー事業の実施採点につきましては、課題があることについて、町としても認識しているところでございます。そこで、町ヘルスツーリズム推進協議会を組織しておりますが、独自の制度といたしまして、安芸太田里山ガイドの育成と認定を行っております。これは、安芸太田町の歴史文化食、観光地森林セラピーにおいて基本的な知見を有し、森林セラピストを中心に開発した森林セラピープログラムの提供、森林セラピー以外の来訪者に対して基本的なガイドを行える者のことでございます。里山ガイド終了生は102名、登録者数は66名となっております。また、推進協議会では、これらのセラピスト、またはセラピーガイドとして活躍したいと考えている方を対象に、受験料の

半額を協議会で負担するなどの支援を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。森林セラピスト、森林セラピーガイドのほかに、安芸太田町里山ガイドが60名余りおられるということ、新たに、森林セラピスト、森林セラピーガイドの資格を取得するときには、受験料の半額負担を行うなど支援があるということで、受入れ体制の整備は図られているものと、受け止めておきます。ここ数年、新型コロナウイルス感染症蔓延などで、いろいろなイベントが中止されたりしておりますが、ここ、近頃の安芸太田町の森林セラピーの、実施の方法について、またこれまでの実績について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。実施方法でございます。両者は、町ヘルスツーリズム推進協議会の森林セラピーホームページで、利用申込み、市推進協議会事務局は、里山ガイド会を通じて、ガイドを派遣する流れを、流れで実施をしているところでございます。新型コロナウイルス感染の関係もございまして、中止も多くございましたが、昨年度は69名、ごめんなさい、令和元年度69名、2年度71名の実績でございます。これに加えて、協議会では、今年に入りまして、大手企業の健康保険組合に対しまして、森林セラピーを商品化したり、教育旅行に森林セラピーの体験をするなどして、利用者を増やすための取組を進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。モニターをモニター、森林セラピーのモニターツアーを実施されたということ、そのような情報がありますが、モニターツアーに参加された人の年齢や職種の傾向について、また、参加者の反応、意見について、どうだったか、お伺いをいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。モニターツアーの御質問でございます。町ヘルスツーリズム推進協議会を通じて、申請をいたしました林野庁の森林サービス産業モデル事業の採択を受け、企業向けリフレッシュモニターツアーを、10月29日30日に実施しました。当日は、モニターとして7社15名、企業の人事担当者でございますとか、企業の福利厚生担当者などが参加をいたしまして、企業の健康経営における研修などの実施場所として、安芸太田の森林空間を活用してもらうため、龍頭峡、深入山での森林セラピーやセラピー弁当などの食事の提供と、生理測定により、エビデンスの収集を行ったところでございます。来年2月には、町の森林空間を活用した社員研修など、今回の結果を反映させた商品開発を目的とした、ワークショップを行い、健康経営を目指す企業への提案、協定締結を目指すべく、課題整理を行っているところでございます。反応として参加した企業3社から、来年度の社員研修の実施を計画したいと連絡があったところでございます。町としてもこの事業に参画したことをきっかけとして、再度森林セラピー事業を見直し、安定的な運営を目指してまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

じゃあ、ちょっと待ってください。課長今の分で、産業医の認定のことがあるんじゃないかね。そういったのが入ったほうがいいんじゃない。わからない、わからなかったらいいですよ。小野副町長。

○小野直敏副町長

はい、御指摘ありがとうございます。うちの町におきまして産業医の研修をやっておりまして、そういった方々も当然アクションの一つになります。また、経済産業省が、健康経営銘柄という、もしくは健康優良法人という制度を設けておりまして、それを認定して、そういった職員の健康を、経営的な視点から進めるという取組をしています。そういった企業が当然広島にもございます。そういった企業のアプローチも含めて、今後取り組んでまいりたいとは考えておりますが、先ほど担当課長申し上げましたとおり、そこに見合うプログラム、セラピーとか弁当だけではなくて、ほかの体操であったり、研修であったり、そういったことも求めておりますので、そういったプロモつくて、しっかり当たることで、もう少し、ビジネスとして成り立つようしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

はい。お二人から答弁をいただきました。森林セラピーの本来のあるべき姿とは、疲れた心を癒やすために、医療機関の指導を受け、森林セラピストが、その個人に1番適した森林との触れ合いをプログラムをし、そのプログラムに沿って、森林セラピーガイドが森林を案内することだと思っております。安芸太田町の取り組んでいる森林セラピーにつきましては、森林セラピーを体験することを交流事業に生かすという取組であるように感じました。交流事業に生かす森林セラピー体験であるのであれば、たくさんの人に、森林セラピーを体験していただける機会の創出が必要だと思えます。そうした取組を通じて、医療機関、森林セラピスト、森林セラピーガイド、連携のもとに行われる真の森林セラピーを希望する人が増えてくることを望んでおります。それでは、次の質問に移ります。豚熱について。2018年、岐阜県の養豚場で、豚熱が発生しました。周辺に拡大をし、問題になっております。豚熱の発生当時は、豚コレラと言われておりましたが、今は豚熱と言われております。この豚熱はウイルスによって感染するもので、養豚場にとっては深刻な問題となっております。豚熱が発生した養豚場では、殺処分、また、周辺の養豚場では、ワクチン接種で感染拡大防止に取り組まれてきました。この豚熱は、イノシシにも感染するということが、既に野生イノシシへの感染が確認され、感染地域は拡大をしております。今年3月に県内で初めて野生イノシシの感染が確認をされました。その後、数件の感染が確認をされたと報道されてまいりました。感染拡大を続けていた、東日本から飛び火した格好で、中国地方の西寄り野生イノシシの豚熱感染が確認をされました。広島県を飛び越しての感染発見ということで、生きたイノシシの接触等が、感染元ではないことは明らかで、ふん尿等で汚染された土壤にウイルスがあつて、それが靴などについて運ばれたのではないかと推察をされております。今年3月の広島県での初感染、相次いで、感染確認の情報がありました。最近では、11月18日に、広島市安佐南区で倒れているイノシシから豚熱の感染が判明したということでございます。今、狩猟期に入っております。狩猟者が野山に立ち入る機会が増えてくることから、豚熱のことに今気にかかるところでございます。現在、町が把握されている情報として、広島県内の養豚場での発生状況について答弁を求めます。また、豚熱の疑いがあるとき、また、感染が確認されたときの対応についてはどうなっているのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。豚熱の、広島県内の養豚場の発生状況についての御質問でございます。広島県内の養豚場では、豚熱感染は発生をしておりません。万が一、養豚場で発生した場合、該当の養豚場内で飼育されている豚は全て殺処分となるほか、発生農場から半径3キロ以内が移動制限、同10キロ以内の養豚場は搬出制限の対象になります。なお、広島県内の養豚場では、7月22日、豚熱ワクチンの接種が全て完了しております。御指摘のありましたように、広島市安佐南区で確認された9例目の完成個体の半径10キロ圏内には、養豚場が1か所ありました。しかし、豚には異常がなく、ワクチン接種済みであることから、搬出制限の対象にはなっておりません。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。養豚場につきましては飼育管理されている豚に関する事なので、有事のときの対応についても、マニュアルがしっかりとしておりますし、要は、マニュアルどおりに迅速な行動がとれるかどうかということかと感じました。野生イノシシにつきましては、感染の有無の確認からして、非常に困難であると思うところがございますが、広島県内の野生イノシシの感染の有無の確認方法、あわせて発生感染の状況について情報を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、広島県内の野生イノシシの感染の有無、確認方法などの御質問でございます。広島県では、死亡イノシシ及び捕獲イノシシに対する検査を実施しています。10月末現在で、死亡イノシシについては、目標件数40頭のところ20頭検査し、5頭で陽性反応。捕獲イノシシについては目標280頭のところ、277頭検査し、2頭、陽性反応が出ております。このうち、捕獲イノシシについては、令和4年7月から、検査を開始しており、安芸太田町では、3頭から血液を採集しておりますが、いずれも陰性でございました。なお、捕獲イノシシに関する検査については、おおむね目標件数を達成したことから、10月中旬に終了をしておりますが、県内では、現在9例の陽性事例が発生するなどの感染が拡大していると思われることから、県畜産課において、追加で検査対応を予定しているとのことでございます。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。本町でも、野生イノシシでの豚熱感染が確認されたとの情報がありますか。安芸太田町の野生イノシシの豚熱感染について、経緯、状況について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。本町でも野生イノシシの豚熱感染について確認をしているところがございます。本町で確認されたイノシシは、死亡イノシシに係る検査で陽性が確認をされたものでございます。発生の状況といたしまして、10月11日、午前9時頃に、町内において住民よりイノシシが徘徊している旨、加計支所のほうへー

報がございました。役場職員が現地確認の上、町内、町の有害鳥獣捕獲班の出動により、捕獲に至ったものでございます。捕獲されたイノシシは衰弱した状態であったことから、県畜産課経由で、広島県環境保健協会へ検査を依頼し、10月14日に陽性であることが判明をいたしました。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。安芸太田町の感染については承知をしました。近頃の野生イノシシは、野山に限らず、人間の生活圏をも、徘徊する状態にあります。豚熱に感染した野生イノシシによって、養豚場の豚に感染をもたらす可能性も考えられますが、そうならないための対策はあるのでしょうか。野生イノシシの場合の対応策について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、野生イノシシの場合の対応策についてでございます。家畜伝染予防法第12条の3に基づきまして、農林水産大臣は、家畜ごとに、飼養衛生管理基準というものを定めているところでございます。養豚に関する基準において、衛生管理区域と呼ばれる、畜舎周辺へ出入りする者の消毒などを義務づけているほか、野生生物を媒介しない、媒介して感染しないよう、侵入防止用のネットなどの設置でありますとか、修繕を義務づけているところでございます。その他、人間の移動に伴い、感染が拡大することを予防するため、特に野生イノシシの生息域に立ち入る可能性の高い登山やキャンプをされる方に対して、靴底の泥汚れを落として帰ることでございますとか、動物飼育施設への立ち寄りしないよう、ポスターなどにより呼びかけをしているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。豚熱に関しましては、豚とイノシシの病気で、人間には感染しないということで、豚熱感染症対策の究極の目的は、養豚場へのウイルスを持ち込まないための対策を講じることだと思います。今、狩猟の期間になっております。近年は、山鳥等の鳥類をターゲットとしたハンターはほとんど見かけることがありません。ここ安芸太田町のハンターのほとんどがイノシシをターゲットにしていると思います。ハンターは、狩猟の醍醐味とあわせて、捕獲した獲物をジビエとして味わうことも目的としていると思います。捕獲したイノシシをジビエとして利用する場合、人には感染の恐れはないということ、食べても人体に影響はないということですが、豚熱蔓延防止の観点から、狩猟者が気をつけなければならないことがありますか。また、安芸太田町食肉加工施設の使用についても関連づけて答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、捕獲したイノシシをジビエとして利用する場合の、狩猟者が注意することなどにつきまして、御質問いただいたところでございます。先ほど御指摘のとおり食べても人体には影響はありませんので、市場を介さないいわゆる自家消費については、制限を受けて受けません。狩猟においては、管轄部署により特段指導はありませんが、狩猟で奥山などへ立ち入った際は、靴や、車のタイヤについた汚れを落とすな

どして、ウイルスの拡散を防ぐ必要があります。また、養豚場同様、野生イノシシについても、陽性個体発生地点から半径10キロ以内で捕獲されたものについては、搬出制限、言い換えると、市場へ出さないよう指導を受けておるところでございます。よって、食肉処理加工場の使用につきましては、当面の間控えていただく必要がございます。なお、野生イノシシについては、県において、経口ワクチンの散布が予定されており、被害拡散防止に努めていくこととしているところでございます。広島県よりも、以前に豚熱の感染が確認された地域では、経口ワクチン散布後も依然として検査において陽性個体が発生されており、収束が見込めないことから、こうした状況は当面続くと考えられているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい。豚熱に感染した野生イノシシが確認された地域においては、捕獲されたイノシシの取扱いについて、ジビエとして市場に出回らないよう、食肉処理加工場の使用は、当面の間控える必要があるというような答弁であったと思います。このような注意事項があるのであれば、関係者への周知が必要だと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で角田議員の一般質問を終わります。11時まで休憩いたします。

休憩 午前10:56分

再開 午前11:02分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。6番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。2番大江厚子です。よろしくお願いいたします。今日私は、2項目の質問を通告いたしました。一つは、学校教育、教育大綱を含むものですが、そして2項目目は、高齢者の医療介護についてお伺いします。まず最初、学校教育、今、町長が進めておられます、教育大綱策定を含めましての質問をいたします。9月でもこの質問を一般質問で行いました。質問し切れなかった、時間の関係で質問し切れなかった部分や、さらにはもう一度、町長の考える教育理念や、今の教育に関しての問題点課題を、もう少し突っ込んでお伺いしたいと思います。今日の内容は、学校教育の主体は誰と考えるか。教育は何を目指すのか。そして現在の学校教育の問題課題を何と考えるか、とらえるか。3番目が、大綱の策定について、文部科学省通知の大綱の記載事項には、教育行政における住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地域公共団体の長が策定するものとなっています。どのように住民の声を反映させるのか、そして4番目が、自然を生かした保育教育、森の幼稚園や、きのくに子どもの村学園の教育理念、方針などを本町として本当に具体化するのか、あるいは方針として掲げるのみとするのか、そういった点を伺います。では、最初の部分です。学校教育の主体は誰と考えるか。まずお聞きします。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

はい。学校教育の主体は誰かという御質問で、教育委員会のほうからお答えさせていただきます。学校教育の主体は、児童生徒でございます。それから、学校教育において何を目的するかということですが、いわゆる知徳体と言われますけれども、確かな学力、それから豊かな心、そして健やかな体、これらのバランスのとれた、生きる力の育成ということを目指しております。以上でございます

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

ごめんなさい、教育を何を指すかは、また後に改めて一括してお伺いしますが、ありがとうございます。全くそうだと思うんです、教育の中心主体は子供である、児童生徒であるという当たり前で、シンプルしかし、時に軽視されているのではないかと、今の教育の中で軽視されているのではないかととらえてしまうぐらいの今、学校教育の状況があると思います。本当に子供の権利を重視した教育が行われなければならないと考えます。今の現在の教育は、本当に、大人の都合、学校の都合、もっと言えば文科省の都合によって、子供を管理している状況にあるのではないかとというふうに考えます。では次に、現在の学校教育の問題、課題は何と捉えていますか、お伺いします。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

現在の学校教育の課題は何かということですが、広く捉えますと、学校教育を取り巻く状況を見ましたときに、現在、学校現場では、新型コロナ感染対策、あるいは、極めてすごいスピードの情報化、あるいはグローバル化という、社会そのものが急激に変化していることに対して、次の時代を担う子供たちが、と言いますか、我々人間の予測を超えて進展しているということ。これらに対する対応ということが非常に、幅広い捉え方をすればあると思います。これらを踏まえれば、子供たち一人一人が、将来にわたって、地球温暖化の問題、日本の人口減少の問題、複雑で予測困難な時代の中で、社会の変化に受け身的に対応するのではなくて、子供たち自らが主体的に向き合って、関わり合い、自らの可能性を発揮して、多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り開き、未来のつくり手となることができるよう、教育を通して、そのために必要な力を育んでいかなければならない。そういうふうに、今、課題として捉えております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。まさに今日、今言われたように、急激な社会の変化の中で、私たち大人、教育者を含めた大人が、どう対応していくか、その中で子供たち教育をね、どうそれに対応できるような子供を育てていくかというのはもちろん、全くそうだと思いますが、まず、現場はどうなのかというのを私は考えてみたいわけです。一つはいじめや不登校の問題があります。文科省が実施したが、2021年度の問題行動不登校の調査の結果が、この10月27日に公表されましたが、いじめ件数が61万、悲しいことに実施者は、過去最高だった前年比に比べて少ないものの368人、不登校の児童生徒は過去最多の24万です。また教育格差も言われています。世帯の経済状況が、子供の教育、進学に影響を及ぼすということが言われています。さ

らに、子供たちの側からいえば、不合理で、矛盾が多い校則や決まりが、子供を一方向的に管理する、そういう、教育方法、教育の在り方がある。さらに、行政の責任から言えば教育機関への公的資金が極端に日本は低いとされています。OECDは、今年3月に発表しました、日本の教育機関への公的資金の割合は、2019年当時ですけど、国内総生産GDPの2.8%、何と、最下位から2番目なんですよね、OECDの中で。しかも、大学などの高等教育を受ける学生の私費負担、親であつたり保護者であつたりの割合は67%、OECDの平均の31%を大きく上回っています。さらに、就学前教育、幼稚園保育園の日本は在学率、在園率は高いのですが、これらの機関に対する執行的支出も極めて低水準で、日本では、公的支出の約44%、OECDは、その倍の80%なんです。これも、加盟国中最低です。このような、教育機関への公的支出が極端に低いというふうな状況があります。さらには、教育を学校で担う教職員、教員の自由裁量権の狭さや多忙化が言われています。行政管理の管理行政の中で、教師が自由裁量で教育をすることがなかなか認められてない現状があります。また、今報道でもよく指摘されていますが、教員の勤務時間は長く、学校運営に必要な一切の業務を、教員が分担しており、事務業務や課外活動などで時間を割かれ、長時間の勤務が常態化しています。そのために、メンタルが病んでしまうという状況もあります。さらには、学校行事における君が代斉唱、日の丸掲揚の職務命令が出され、従わないときには、懲戒処分も出されます。これについては、ILOやユネスコが日本政府に対し、教員の日の丸、君が代強制の是正を求めた勧告が、2019年、22年と2度にわたり出されています。日の丸、君が代について、教職員団体のとの対話や、懲戒処分の仕組みや方針などについて、見直すべきだという勧告が出されています。このように、先ほど教育長が言われました、大きい問題とそして現場のこのような問題が、かなり山積しているのが、今の日本の学校教育の問題、課題だと捉えています。このたび、教育大綱を策定されますが、こういう、山積している問題課題について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。様々な教育に関するですね、課題についてお話をいただきました。まさに私自身も、教育の現場のことをそれほど知ってるわけではないわけでありましてけれども、御指摘いただいたような課題があるというのは聞いているところでございます。大変、本当に様々な課題がありますし、中にはですね、やはり、教育の現場だけでは解決出来ない、あるいは教育分野だけでは解決出来ない、それは例えば、子供さんを取り巻く環境、あるいは、親御さんも含めてですね、家庭環境などもやっぱり影響すると思うので、なかなかそれを、何ていうか一派ひとからげに、これさえやればうまくいくとか、あるいは教育だけで、やっぱり課題を解決するのは難しいのかなと思っております。そうは言いながらも、そうは言いながらも、じゃあ、どれから取り組んでいくのか、あるいはどういった部分だったら、手をつけていけるのかということをやったり我々なりに考えていかなければいけないかなと思っております。今回の教育大綱の改定でもですね、今、議員御指摘いただいたところどこまで解決できるかという問題がありますし、またそれとは別に、そういった、いろいろと制約がある中でもですね、安芸太田町らしい教育というのを展開出来ないかということをお聞きしながら、考えていきたいというふうに思っているところでございます。課題についてはですね、私なりに、議員の御指摘共有する部分もあれば、また、もうちょっと違うやり方もあるかなということはあるかもしれませんが、我々なりに、役場としてもですね、そういった課題、それぞれについて、解決できるようにまた、引き続き、取り組んでいきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。学校教育だけではなく家庭もというふうに言われましたが、家庭の状況はこの社会を反映させているものだと思っています。経済状況とか、働き方の問題とか、親に時間がないとか、様々な問題、社会にある問題が、家庭を、大変な状況に追いやっている部分もありますので、一概に親の責任とか、その側面だけで言うのは、また少し違うのかなというふうに思っています。その上で、今、質問をしてきましたがその上で、ここで聞きたいんですが、では、学校は、学校教育は、何を指すところだというふうにお考えでしょうか。先ほど教育長からお聞きしましたので、それに加えて、町長のお考えをお聞きします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて御質問いただきました。その前に、私もですね、家庭の環境と申し上げたのは必ずしも親御さんのせいというわけではなくて、子供さんを取り巻く環境の中には、今おっしゃった家庭の環境もあればあるいは、社会の環境もあるということで、それを、じゃあいかに学校の現場だけで、あるいは教育の分野だけで解決するのは難しい問題もあるということ、言ったつもりでございました。誤解があったらいけないなと思いましたので、お話をしました。その上で、学校というのは何を目的にしているのかと、まさに、これ私自身も、今教育長がお話をしたとおりでございます。学校教育というの主体は、児童生徒にあって、その子供たちの生きる力やっぱり育てていく。周りの大人がですね、やっぱりそういった、思いで子供たちに関わりながら改めて、子供たちの生きる力をやっぱりつくっていくと、育てていくということが、最大の役割ではないかと思っております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私も全く、そう、そうなんです、まずは、まずは学校は、子供たちが安心して行ける、そして楽しめる、学校が楽しいって言える学校を目指して、目指したいなとか目指さなければいけないなというふうに考えています。それは、もう前提条件としてあるわけで、その上で、子供たちは、人間は、学校教育を終えて、その後長い人生を自分の人生を歩んでいきます。そのために、自分も、周りの人も尊重し、みんなが幸せに生きる方法を、教育の中に学ぶ、先ほども言われましたとおりです。そしてさらに、問題意識を持って、自分で自主的に自立的に考え行動できる、そういう、人間としての、そういう部分をね、教育が目指していかなければならないというふうに思っています。もちろんそういうふうを目指しておられるんだと思いますが、現実がなかなか難しいところはあります。私これ、この質問するに当たって、ちょっといろいろ調べたんですね。で、2021年度版における世界幸福度ランキングの1位は、フィンランドだったんですね、教育水準も非常に高いということです。日本のランキング、世界幸福度ランキングの日本は、56位なんです。日本人が、日本、なぜこのように幸福と感じられないのかというふうな、ちょっとね本当に考えてしまいます。で、フィンランドがそういう状況であるということでちょっとフィンランドを調べてみました。これはねえ、y o u t u b e に載ってたんですけど、マイケルムーアが10本ほどのビデオ撮っているんですね、フィンランドの小学校中学校に行くと、彼流の出撃インタビューみたいな10分ほどのものなんですけど、それが実に示唆に富んで興味深いものでした。で、フィン

ランドの教育はこのようになっているのかというのがよくわかりました。その中身といえば、フィンランドの、フィンランドに特定するわけではないんですけど、とりあえずフィンランドは中央集権的な管理制度ではないんですね。で、学校と各教師に権限が渡されています。どの地域の学校に行っても、同じようなレベルで学べる教育体系があり、低学力の底上げに力を入れています。学ぶことは自分のためだという意識が徹底していました。フィンランドといえば、広島県がネウボラでね、何て言うか、それを目標に推進してあげていますので、育児からも本当に力を入れています、教育に関しては、日本と随分違うんですね、まず教育費が無料です。大学院まで無料です。教材費や給食費も無償です。教員養成も力を入れていて、日本は今、教師の人気はなかなか、ないというか落ちていますが、フィンランドでは、大変な、人気がある教員、職業で、しかも、小学校以上の教員になるためには大学院の修了が、ある、必要だという、もうまさに、教員のプロとして、自信を持って、誇りを持ってね、教員になっているという状況があります。それから、個人を、個を尊重しているところです。ほかの人と比較するのではなくて、一人一人の個性や違いを大切にしています。そして義務教育期間中の全国統一テストの実施はありません。学校の校則やルールもほとんどなく、一人一人の自主性が大切なものと考えられています。で、全ての子供が分かるまで、徹底的な、平等な教育がされています。競争させるよりも、学ぶことの意味を理解させる。テストの点や順位のために勉強するのではなく、自分のために学ぶというのが、教育の根本であるというふうな理念のもと、単なる理念だけではなくて実践を、学校教育の中でしています。そして、国全体の学力を最も、国全体の子供たちの学力差を最も小さくしながら、国際的に学力を高くしていくというそういう教育方針をとっています。難民や移民の子供たちにも平等に教育を受ける権利が保障されています。年間の授業日数は、日本に比べると、四十日短い。しかも子供、小学生の間は、宿題もほとんどありません。さっきのインタビューの中で、宿題がないのかと、教員に尋ねていましたけど、子供は遊ぶのが必要だと。子供に詰め過ぎたら入ってくる余地がなくなるから、遊ぶっていうのが子供にとって本当に必要だというふうに言われていました。そして、学校の中に少人数教室が設けられています。障害があるとかないとか、かかわらず、そういうことにかかわらず、少し休みたいとか、小人数で学習したいという子供たちが、行く場所です。日本では保健室がその代わりのようにさせられています、そういう、そういう子供たちが行ける場がきちんと保障されています。そういうことが、ちょっとね、調べてわかりました。さっきの日本の教育における課題と随分違うなというふうに思っています。それからほかにも、イエナプラン、教育長、以前も言われましたがイエナプラン、子供たちを異年齢のグループに分けてクラス編成をされている、している、教育方法もあります。日本では2019年に、私立の大日向村小学校が開校されました。そして、御存知のように公立初のイエナ教育、イエナプラン教育実践校として福山の沼隈に、常石ともに学園が開校されました。廃校になったところをこうやって、イエナプランを実践する学校に、というふうになったと思うんですが、イエナプラン教育学校教育校をつくと決めた3年前、70人弱だった子供たちの数が、開校、今年では約130人、倍弱になって、県内外からも注目されている。いかに、今の現実の教育ではない、このような、オルタナティブなとかそういう教育が求められているのかというのが、よくわかります。それから、教育大綱の懇話会の委員会であり、きのくに子どもの村学園の堀委員長が、学園長されています学校が特に最近注目浴びています。総務委員会でも、研修に行かしてもらったんですけど、全く違う、全く違う、これが、これを文科省はよく認可したなというふうぐらいの学校でした。堀さんがね、世界で1番、1番ですよ、世界で1番自由な学校をサマーヒルスクールを創立した、教育課の理論をね実践しているということでした。それから、定期テストや校則を撤廃し、不登校やいじめがなくなったと、注目されている世田谷区の、桜丘中学校とか、千代田区の麴町中学校とか、本当に今、

日本中でね、様々な、教育の新しい在り方、自ら教師が自ら実践していき、子供たちが自ら主体性を持って、自分たちの力で、教育を自分たちのものにしていくっていう、そういうことが起きています。そういう、現状があるという上で、今回の町長が行われています教育大綱の件について、質問に入らせていただきます。大綱の、先ほど最初にも言いましたが、教育大綱の策定については地域住民の意向をより一層反映させるという観点が必要だとありますが、町長はどのように聴取し、どのように反映させようと思われませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。町民の皆様の意向を反映させるという点について御指摘いただきました。改めて議員の御指摘のようなですね様々な取組が今、全国的にも展開されてると。我々としても、冒頭に大江議員のほうから話があったんです。様々な課題、どれをどうやって、どの分野で解決できるかというのはなかなか難しい問題ではありますけれども、我々なりに何か出来ないかという思いはもちろん私も持っているところでございまして、そういった意味で今回教育大綱の中でいろいろと議論をさせていただこうと思っておりますが、一方で、町民の皆さんの御意向というのはしっかりと受け止める必要があると思っております。現状では、それこそ今、委員御指摘いただいたような、全国的にどんな取組を、それぞれ、今のこの教育の様々な課題についてですね、解決するためにいろんな取組がありますが、そういった取組をまず、我々もしっかり、知った上で、教育大綱の改定をしたいという思いもあったものですから、有識者の皆さんに集まらせていただいて、たたき台をつくるという今そういう作業をさせていただいております。そのたたき台が出来た段階で、私としては、それをもとに、総合教育会議の中で、具体的な大綱の改定を進めていきたいと思っております。その総合教育会議の中でですね、今の教育委員の皆さんとも議論をしようと思っておりますが、当然、町民の皆さんの御意見をお聞きする場はやっぱりしっかりとつくっていきたいと思っておりますので、現状は、まずは、繰り返しになりますが、有識者の皆様に御議論いただきながら、国内の様々な先駆的な取組について、勉強する、あるいは、そういったものを盛り込んだ、たたき台をつくるための委員会をさせていただいております。加えてこれもですね、策定委員間、懇話会の中だけで議論が閉じてしまうのはもったいないので、議論の場も公開にさせていただいて、さらにはビデオも今、撮らせていただいてですね、その議論の、状況そのものも、皆さんに、その場に参加出来なくてもですね、見ていただける場はしっかりと確保させていただいております。そういうこともしながら、総合教育会議の場に移った段階でですね、町民の皆さんにもしっかりと御意見を聞く場はつくらせていただきたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、ホームページを見ましたが、今言われたような、ビデオなり資料なりを出されていて、町民に、より公開されたね、やり方でされてるというのは感じました。その上で、急遽アンケートをとられて、その中その結果もホームページに、全て出されています。その中で本町らしい、あなたが考える本町らしい教育について、ご自由にお書きくださいのがありました。大きく、二つ、あるなというふうに思ったんですね。一つは、小人数を生かした教育、それからもう一つが豊かな自然を生かした教育、私、ちょっとね感激しました。住民の皆さんは、やはりこの町らしい教育言ったらこれ、これを上げておられるんだとい

うのにな。まさにそうだなというふうに思いました。その中で、10月5日には森の幼稚園全国ネットワーク、の内田理事長に来ていただいて、お話を聞きました。自然の中で自然とともに育つ保育教育、それから、地域に根差した保育というふうな内容だったと思いますが、この懇話会の後に、ある保護者と話しました。これはまさに、廃園になった戸河内幼稚園でやってきたことだというふうに言われました。帰って、連れ合いさんに話されると、無くなった幼稚園だよねっていうふうに言われたそうです。こういった小人数を生かした保育、それから自然を生かした保育教育っていうのは、恐らく町内のどこの認定こども園、保育所、小学校、中学校も含めてやっていることをやってきたことだと思います。改めてこの保護者の感想についてはどう感じられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて感想という話をいただきました。そうですね。森の幼稚園について言うと、あるいはそういったことはもう既に、やってきたというの、まさにそういった部分は当然あると思います。この地域ならではの取組というのは昔から多分取組をされていたわけでございまして、当然少人数でもあり、またあのちょっと園から出ればですね、自然が豊かにあるもんですから、そういった部分では、維持をされてたんだと思います。ただ一方で、これ学校の統廃合の中でも議論があったわけでございまして、少人数にもちょっとほどがあるのではないかなと私個人は思っておりました。一方で、子供さん方が行く、幾らかの人数のもとです、子供同士でいろいろ交流すること、また教育効果としてはやっぱりあるはずですし、それがあるいは例えば二、三人、あるいは三、四人の環境の中で本当にそれが出来てきたのかどうかというのはやっぱり、我々、私自身はやっぱり考えていかなきゃいけない必要がある。そのバランス、少人数がいいところはあるんですが、どの程度の小人数になると今度はどういった部分が欠けてしまうのか、あるいは、そういうバランスを考えながら、あるいはその自然を生かしたということについてもですね、どの程度その自然を取り入れていくのかということもやっぱり、あるのではないかなというふうに感じております。改めて今、感想という話でございました。そういう、そうは言いながらも本町ならではのあるいは限られた条件ではありますけれどもその中でいかに充実した教育環境をつくっていかうかということをお前の先生がた、いろんな意味で、努力をしていただいとったんだなあというのを感じさせておいておられます。もう一つだけ。アンケートの話がありました。確かにいろんな環境があつてですね、我々課題解決しなければいけない問題たくさんあると思うんですが一方で、今回のアンケートの中でそうは言っても7割8割のアンケートをお答えいただいた皆さんは、これまでの、本町で進めてきた、教育環境についてはですね、満足されてるという方がおられたということもまたですね、ある意味、先ほど議員から御指摘いただいた感想という意味でいうと、やっぱり、本当限られた条件あるいは制約のある中でですね、現場の先生方一生懸命努力をしていただいて、子供たちの環境を守るために御努力いただいた結果なんだなということを感じているところではございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

言われるとおりに小人数もどこまで、どこまでかというのはもちろんあると思いますが、私は複式のすばらしさも思ってきました。さっきの、イエナプラン、じゃなくて、異年齢の子がっていう、そういうまさにそれですよ、そして複式は、クラス替えもあるんですね、2年の3年が次は、3、4年になったりと

か、そういう意味でも複式っていうのは、教育をする側からすれば大変なこと、大変な御苦労があると思いますが、複式だから、教育効果がないとかね、そういうことではないというふうにもむしろプラス面も、いい面もたくさんあったなというふうに思っています。次の質問に入ります。自然を生かした保育、教育、森の幼稚園等でですけど、や感情知性人間関係のいずれの面でも自由な子供に育ててほしいと設立された、きのくに子どもの村学園の教育理念、方針を、本町で具体化されますか。するならどのように、具体化っていうのはそのような学校や、幼稚園をつくるという意味です。あるいは、ただ、その方針として、その理念を掲げることにとどめるのか、お伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。私のほうでも提示させていただいてる森の幼稚園の件ですとか、あるいは、ちょうど明日ですね、懇話会、第3回目の懇話会を開催させていただきます。そのときには、今までお話があった、きのくに子どもの村の堀先生にもお越しいただいて、先生の目から見たですね、本町らしい教育の御提案をいただく予定になっております。そういった部分についての具体化という話がございました。まさにそれはこれから議論させていただくことかなあと考えております。そもそも大綱というのがですね、やっぱり一つには、何て言うんでしょうか。教育の大まかな方針を示すものというのがもともと大綱でございまして、具体的にどういうことを盛り込むかというのはまた別の問題というか、現場はやはりどうしても、教育委員会なりにお任せをしてる部分があると思いますので、教育大綱の中にどこまで書くのかということが一つ、もう一つは、森の幼稚園、きのくに子ども村のような、子ども学園のようなああいう教育を、町民の皆さん自身はどう受け止められるかということもやっぱりあると思ひまして、教育大綱そのものは先ほど委員も御指摘いただいたように、私なりに提案させていただくんですが、町民の皆さんの意向もしっかり踏まえた上で、つくれということになっております。そういった意味で、私のほうで勝手にですね、こういうことも盛り込むからこれでいこうというふうにつくるわけにもいかない。まさに対話をしながら、町民の皆さんとも対話をする、あるいは現場の先生方とも対話をしながら、まとめていく必要があると思っておりますのでそういった意味でもここで、一律具体化しますというのはなかなか、言いにくいことかなというふうには思っております。ただ、私としては、もちろん関心があるからこそ、先生がたに来ていただいて、御提案をいただいているつもりでございまして、冒頭議員のほうからも御指摘をいただいた、教育いろんな問題があるんですが、私なりに思っておりますのは自由な教育というか、特に、主体的に、子供さん方が、何といいましようか、学んでいく。その意欲をどうつくっていくのかというのは私なりに、課題意識というか、感じておりまして、本町もですね、対話的な学びというのやっぱり、かなり長い間、取組をされていて、それこそ全国的にも注目をされるような取組をされてきたと、私は理解しております。一方で、その主体的というの、やっぱりどの先生方も、悩まれながら取り組んでおられるんじゃないかなと。私も子供のとき、学校に行くのはですね、勉強したいから行ってるわけじゃなくて、友達と一緒に遊びたいからとか、そういうことで行ったんだと思うんです。ただ、この、きのくに子どもの村の堀先生のスタイルでいうと、半分以上の皆さんはやっぱり授業が楽しくて学校に行かれる、そういう教育を展開されるというのを、見させていただきました。これはやっぱり、本町、あるいは本町に限らずですね、いろんな教育分野の皆さんも参考になる取組をされておられるんじゃないかなと思っておりますし、その中で、本町として何がしか、受入れられる、実現できるものがあればそれはぜひ受入れさせていただきたいなというふうには思っているところでございます。ただし、繰り返しになりますが、具体的な取組

に進めようと思うとですね、本当に多くの皆さんとりわけ、親御さん方の御理解がないと、なかなか進められない課題かなと思っておりますので、それをまさに議論をさせていただきながらそういう雰囲気をつくっていくことが、この教育大綱改定の大きな課題ではないかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、大綱策定完成までに、保護者とか教職員、そして子供、できれば子供たちのね、考えとか思いも入れながらまとめていただくというのが最善かなというふうに私も思っています。これは、私からの提案と言っては余り、力不足かもしれませんが私の提案を少し述べさせていただきます。行政がね、行政が教育に対して責任を持つべき、まず第1は、先ほども言いましたように、保護者、親の経済格差が教育に、その子の教育に、影響しないようにすることが第1ですから、日本の教育予算を上げるべきだというふうに、本当にそこは強く、言いたいと思います。教育の無償化は国へ、常に常に、自治体からはね、要請していくべきことですが、一つこの町の提案としては、まず、教育費を、じゃない、給食費を無償にするっていうのを取り組んでみるのはいかがかというふうに思います。給食費も子供の数が多くなると、負担も大きくなっています。子供を大切にするという、この町の理念であるならば、そこをやはり検討し、取り組んでいくべき課題かなというふうに思っていますし、広島県内で教育無償化は今のところ、神石高原町だけですかね、やっぱり先駆けて、県内で取り組んだという、それはねやっぱりこう、誇るべきものになっていくと思います。それからもう一つは、子供たちや教職員を信頼して、自由度を広げるべきだと考えています。どんな子も、学校が楽しいと思えるような取組、注意ばかりされるとか、そういうのではなくてもっとその子の自主性とか主体性とか、こういうふうに学びたいこういうふうに遊びたいというそこを、しっかり教員教職員が受け止めて、学校全体でね、どんな学校にしていきたいかというのをやっぱり考えていく、そういうことを、やるべきだというふうに思います。で、テストなし、これ難しいとは思いますが、テストなし、宿題なし、で形式的な意識の変革、教職員の力量や考えを尊重する体制に取り組んでみてはいかがでしょうか。最後に、この町に住む、あるいはこの国に住む、あるいはこの世界に住むこの時代の同じ時代を生きる全ての世界の子供たちにとって、どういう公教育が子供たちを幸せにすることができるのか。それは何かやっぱりこの町からも考えていきたいというふうに思っています。この国の教育を、硬直化させ、息苦しくさせている在り方に、この小さな町から風穴を開けていく、そのような大綱は目指すべきと考えます。以上で教育に関する質問を終わります。時間が迫ってるんですが続いて、高齢者医療介護保険について、伺います。今、国は、医療保健制度や介護保険制度を見直し、高齢者のさらなる負担の過重を打ち出してきています。その内容と、日々、実際に日々住民と向き合っている自治体の首長である町長に、この政策について以下、質問していきます。まず一つ。後期高齢者の窓口負担はこれまでは原則1割でしたが、現役並みの収入ある人は3割でしたが、このたび10月から新たに2割負担の枠が新設されました。その2割負担の世帯は、全体の約20%に上がるというふうに言われています。具体的には単身世帯の場合200万円以上複数世帯の場合、合計が320万以上の方が該当するのではないかというふうに思っていますが、本町のその具体的な数と、それから影響はどのようにあるかということをお伺いします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。後期高齢者医療の見直しについての御質問をいただきました。議員のおっしゃるとおりですね、全国では約2割というふうに言われております。広島県全体ではですね、21.35%、安芸太田町内で言いますと13.21%となっております。被保険者が1908人おられます、その内の252の方が対象となっております。影響はということですが、これまで1割負担の方の内一部の方、また窓口負担が上昇するということがあるわけですが、一方で、全体としてはですね、保険料で賄う金額が減少するというようになりますので、保険料、負担は増えるということは保険料で賄う部分がちょっと減るということがあります。ですので、保険料が減少するという、被保険者にとって良い面の影響も出ております。今年度でいうと1人当たりの保険料が下がっているというようなこともありますので、そういった影響もございます。後期高齢者医療制度、20年度から開始していますが、その以降で言いますと、大きな制度内容の見直しということになっておりますが、周知広報、こちらのほう徹底をさせていただいたりということもありません。特に大きな混乱や苦情もなく、実施をしているという状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

その分保険料が下がったと私、ちょっとわからなくて、そういう状況もあるんだなというふうに思いましたが、新聞欄の投稿などでは、10月からね、窓口でお金払うときにも、途方に暮れるとか、高齢者いじめはやめてくれなどといった声も声もあるようです。ではさらに、厚労省は後期高齢者医療制度の加入者の保険料の引上げを今検討しているということですが、それについては、どのような状況でしょうか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、議員の御指摘の内容はですね、このほど厚労省が次期医療保険制度改革の論点として提案をされました高齢者の保険料賦課限度額や、高齢者医療制度への支援金の在り方について、こちらの内容と受け止めております。この議論の背景にはですね、高齢者医療制度における世代間の負担の在り方の問題がございまして、高齢者医療制度における高齢者世代の負担は、後期高齢者負担率というふうに規定をされております。現行の負担率の設定方法はですね、現役世代の負担が大きく増加をし、当面はその傾向が続くという一方で、長期的な高齢者人口も減少しますので、高齢者負担率が上昇し続けてしまうという構造的な問題がございまして。そこでこのたびの国の提案では、高齢者世代、現役世代、それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者負担率の在り方を見直すことが考えられないかというものと、あわせて、高齢者世代内で、能力に応じた負担を強化するという観点で、保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、現在、一対一となっている保険料の均等割と所得割の部分についてですね、その比率を、所得割の比率を引き上げることが出来ないかというようなもので、こうした内容を踏まえて、年内に改革案がまとめられる予定と聞いております。今のところはこれ以上の情報がないわけですが、今後国において全世代を通じて持続可能で公平な制度となるよう、また、高齢者の負担感の部分についてですね、丁寧にバランスのとれた、納得感のある制度改革となるよう議論を進めていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、高所得者の、限度額を大幅に引き上げるということでもあります、中所得者の保険料も増やすということで、年金収入が153万円を超える人は今よりも上がるのではないかというふうな予想もされています。私考えるのに、年金、年153万円が中所得者と言えるのか。ということも考えてしまいます。負担感が大きくなる。それは、診療を控えるということの悪循環に陥ることもありますので、国としてはこういう、見直しはね、私としては抗議したいと思えますし世代間の格差ということについては最後に述べさせていただきます。それから、介護保険についてです。2000年に介護保険が創設され、40歳以上の全国民に加入義務が課せられています。で、今、厚労省は、高額、先ほどの医療費、医療制度と合わさって、介護保険制度の見直しに向けた給付と負担の見直しも審議されているようです。その内容と、高齢者や地域支援事業担う自治体への影響や懸念についてあれば、伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは介護保険制度への、自治体の影響、また制度の内容等についてですね、御質問いただいたのでお答えしたいと思います。介護保険制度、議員も御指摘、お話がありますように、2000年、平成12年度から、この介護保険制度が始まり、国の全体で見ますと、やはり急速な高齢化で、介護が必要な高齢者というのが、令和3年度末の時点で、約690万人というふうに言われておまして、これに伴う介護費用は、今年度の総額予算ベースで申しますと13.3兆円、それこそ始まりました平成12年度からいうと、いや、3倍以上に、広がっているというふうに言われております。また今後も増加傾向は続く見通しとなっております。さらに、高齢化の進行に伴います、財政上の影響でありますとか、また、人口減少下での介護サービスを支える人材が減少する中、介護保険制度の機能低下が懸念されております。加えて、介護職員等の処遇改善も、やはり継続的に実施していく必要があるということも認識としておりますので、やはり制度をこれからも持続可能性を高めていくためには、利用者負担の引上げでありますとか、また被保険者や受給者の範囲、さらには、地域支援事業への移行サービスの拡大など、給付や負担の見直しに係る議論というのは、もっともっと進んでいくのではないかというふうに思っております。専門家部会のほうで、今議論が始まったばかりですし、詳細な点についてはまだまだ不明な点が多いゆえ、介護報酬の改定に係る議論、またそれに伴います保険者への意見聴取等もまだこれからということもありますので、やはり、現状での制度改正の内容を、また自治体の懸念、影響する部分等について、お話しするというのは大変ちょっと難しいところなんですけれども、やはり、給付と負担という視点から見ますと、先ほどからもお話がありますように、やはり高齢者の生活層圧迫することにもつながりますし、もっと言いますと、介護サービスが必要であっても、やはり負担が大きいから、介護サービスを受けずにおこうというふうに、利用者のほうから、サービスを控えるという方が増えてくるんだではないかというところも、懸念されるところであります。やはり保険があって、介護がないというような状況になるのは1番怖いというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私もその後半言われましたところは全く懸念しています。保険料や自己負担部分が大きくなれ

ば、今言われましたように、医療機関の受診控えや介護サービスの利用を抑えるという恐れがあります。本人の健康や生活の自立や尊厳は損なわれ、さらに、家族の介護負担や、介護、看護の負担は大きくなってきます。現在でも老老介護とか、ヤングケアラーとか、それから親の介護や看護のために、自分が職を辞めてね、看たと、しかし親亡き後は本人が経済的に困難に陥ったというふうなことなども大きく社会化しています。国がこれから行われる、これもからも、今、今までもですけどこれからも行おうとしている高齢者医療、福祉の介護の大きな後退、高齢者の切捨て政策について、町長としても国にね、要請なりしていただきたい、していくべきだというふうに思っています。先ほどの世代間のことですが、この国の少子高齢化の現状は、これまでの国の政策の結果です。労働者、特に若い世代の非正規職化は、若者の貧困化を招き、家庭を持つことすら諦めさせられた状況に追いやられています。また少子高齢化は今始まったことではなく、既に何十年も前から予想されていました。それに対応してこなかった国の無策失策は棚に上げ、高齢者の増加が、現役世代の負担を重くしていると言わせて、言って、世代間を対立させ、高齢者の保険料自己負担の増加を図っています。しかし、今高齢者と言われている団塊の世代以上の人たちの労働と社会保障の要求の闘いがなかったら、今、このような、社会保障制度も充実はしていませんでしたし、あの戦後の大変な状況の中から復興してきた、今の日本の状況もないと思います。また今、国は国防費2倍化の財源として増税を提起し、国民全体で負担をというふうに盛んに言っています。10月末には2027年度に、防衛費等関連経費を合わせて、GDP比、今の1%を限度から2%にするように指示を出しました。2倍です。これを増税で賄おうとすると、国民1人当たり4万円超の負担増になるというふうな試算も言われています。住民の命や生活を守り、幸福を幸せを追求する立場の、首長として、これほどの民衆を生活苦に追いやる国の生活についてどうお考えですか、最後、時間ありませんがお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、介護それから後期高齢者医療制度の話から始まったわけですが改めて、これからですね財政の負担をどう考えていくか、それをまた、それを踏まえながら制度をどうやって維持していくかというのはどこもやっぱり苦しいことだと思っております。町でさえ今、この限られる財源の中です、ね、いろんな取組をしなければならぬ中で、どう分配をしていくのか頭が痛いわけですが、国ならなおさら大変なことだろうと思っております。もちろん、国でございましていろんな課題があって、国保も大変重要な課題だと思っております。それぞれについてどう分配をするのか、それこそ、岸田総理も大変頭の痛い中でのかじ取りを強いられているという意味です、ね、大変御苦労をおかけすると思いますが、改めて、そうは言いながらもこの困難な難局をですね、何とか乗り切っていただきながら、我々は我々でまた、町内の様々な課題についてですね、しっかりと取組をしていかなきゃいけないなど、改めて、負担の分配と、制度の維持、本当に難しい判断が求められるところでもありますけれども、何とかバランスをとりながら、取組を進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で大江議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩 午前11:59分

再開 午後1:30分

○中本正廣議長

午前中に引き続き一般質問を続けます。3番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

3番議員の佐々木道則です。よろしくお願いいたします。懸念とされております。コロナウイルスが、連日安芸太田町においても、感染者が発生しております。まだまだ修復が、見えてきておりませんが、引き続き、基本的な感染対策を取っていただきながら、私も含め、皆さんも、日常生活を送っていただきたいと思います。令和4年も、早いもので、残り、3週間余りとなりました。町におかれましては、令和4年度事業の推進にあわせ、令和5年度新年度予算編成に向けて、時期となり、何かと多忙を極める中、町長初め、職員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、業務に取り組んでいただきたいと思っております。私は本定例会においては、質問事項といたしまして、令和4年度の主要事業の進捗状況、また、まちひとしごと創生総合戦略費の評価についてと、内部統制についてというの、その3項目を通告をさせていただいております。この質問については、一括質問方式で、質問を行います。ここで1点、一般質問通告書におきまして、まちひとしごと総合創生総合戦略評価についてとするところを、町7仕事総合創生総合戦略評価として、通告をしておりました。このことを、お詫びをいたしまして改めて訂正をさせていただきます。ご迷惑かけます。それでは気持ちを込めまして、1項目目、令和4年度、主要事業執行の進捗状況について、町長にお尋ねをいたします。令和4年3月、第2回、安芸太田町議会定例会に上程されました。令和4年度予算において、予算編成基本方針として、本町の第2次長期総合計画後期基本計画や、第2期総合戦略の取組、期間の中間年度に当たり、計画等に掲げた施策の達成、実現状況の検証結果や、決算状況を踏まえ、施策の進め方や方向性について、必要な修正を行った上で、成果指標の行政運営や、再任規模に応じた事業編成のさらなる徹底を図り、関係施策事業等を効果的に自守しておく必要があり、中期財政運営方針に沿い、義務的経費の抑制等に対応しうる財政運営を行い、次の考え方を基本に予算編成を行われ、項目1として、第2次長期総合計画の後期基本計画、第2次総合戦略に沿った施策展開の徹底として、第2次後期基本計画や第2期総合戦略の効果的な施策展開と、確かな成果の創出のために、令和3年度に設定した新たな政策ビジョンの実現については、中期的な視点を持って、継続的に取り組む分野事業について、令和3年度骨太プログラム、戦略的重点プログラムと位置づけ、優先した予算配分を行うこととするとして、昨年に引き続き、二つの重点戦略、ウイズコロナポストコロナへの対応、人口減、少子化対策の指針とし、特に、戦略的重点事業として、定住人口対策、子育て、教育、次世代育成、健康医療福祉、社会基盤、防犯、生活利便性、環境、産業観光、仕事とコミュニティーの7目項目を大きく指定をされております。また現在まで、進められた取組についても、大きく、方向転換をしなければならないというよりは、今まで進められた取組について、さらに前に進めていかなければならないとして、各事業の取組については、3年度の経過を踏まえ、改善を図り、3年度においては、各事業を進めていく進化、深めていく深化を図るべきとされております。このことを踏まえて、令和4年度当初予算において、戦略的かつ重点的に取り組む分野事業について、現在、骨太プログラムと位置づけ、各施策を推進をされておりますが、各事業の状況については、後ほどお聞きをいたしますが、まず、令和4年度各事業全体の進捗状況に対する町長の見解を尋ねます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まずは、令和4年度ということによろしいですか、4年度の主要事業の進捗状況についてということでした。全般的な取組の進捗状況のことだと思っております。改めてですね、今ちょうど、諸々議論がありますように令和5年度の予算編成作業にこれから入ろうとしてるところでございますけれども、昨年もそうございましたが、もともと骨太プログラムをつくる前に、実は年度途中ではありますけれども、各主要事業につきましてはですね、各担当課のほうからヒアリングをするようにさせていただいております。その進捗状況を踏まえた上で、骨太プログラムを作成をし、基本方針を見直す、庁内に提示をさせていただくというそういう取組をさせていただいております。その上で、各施策の進捗状況、それはもちろんですね、やっぱり様々でございます、予定どおり進んでいるもの、あるいはなかなか、思ったように進んでいないもの、やっぱりそれぞればらつきがございます。例えば言いますと、住宅の確保あるいは空き家の確保、移住定住の関係が力を一番入れてるところでございます、その中でも、空き家の確保というのが今、1番の移住者対策のネックだということは前からお話をさせていただいております。ちょっと遡ると、令和2年度3年度あたりはですね、空き家の確保とにかく一生懸命頑張りたいということで力を入れておりましたが、思うように、空き家の確保が出来ないということもあって、令和4年度にはですね空き家の確保も引き続き進めなければならないけれども、町としての定住促進の住宅やっぱりつくっていく必要があるんじゃないかということ、あるいは、空き家は空き家でも、やはり出てくるもの、確保できるものというのが、傷みがあったりするんで、そのリフォームを持ち主さんに任せては、なかなか空き家の確保も出来ないことから、町が借りて、町が空き家のリフォームをする、そういった取組を令和4年度には導入をさせていただいたと。これも後ほどまたお話をさせていただきますけれども、現実にはその空き家のリフォームをするための確保というのもなかなか難しい現状があったりして、そういう意味で、当初思っていた、当初取り組んでいたものとはまた想定が違う部分もやっぱり出てくる場合がございます。そういう様々な各施策ごとにですね、いろんな状況があるんですが一方で、これは冒頭申し上げました角田議員のところでもお話をしましたけれども、定額タクシー制度は、これ比較的順調に、進んでいるのではないかと思いますし、令和4年度の、大きな取組としてデジタルトランスフォーメーションというのがありましたが、これも今、改めて補正予算なども使わせていただきながら、モリカのカードの展開という形で、町民の皆さんにより触れていただきやすい取組というのも組み込ませていただいた、そういうことがございました。そういった意味で、改めて、うまくいっているところ、あるいはさらに工夫が要るところ、諸々あるんですけども、総じて申し上げますと、これも先ほどお答えをさせていただきました。令和4年度の予算編成、この骨太プログラムの中でもですね、社会増の転換というのが一つ大きな、私なりの課題でございまして、そういった意味では、それぞれの施策が、私の立場からするとですね、功を奏してる部分もあったと言いたいところではございますが、結果としては、今のところ、11月末の段階では、社会増プラス14という状況になっておりますので、この状況を何とか引き続き維持をしていきながら、まだ、令和4年度も、もう数か月あるもんですから、何とかこの状況を維持しながらですね、引き続き各施策やっぱり、前へ進めていく必要があるというふうに思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

町長より今、進捗状況ということで、御答弁をいただいたわけですが、今、答弁のありましたように、うまくいっているところ行かないところ、想定よりちょっと遅れとると。いろいろあったようにお聞きを

いたしました。そこでですね、骨太プログラムの戦略的重点指定事項について7項目挙げておられますが、全部の項目についての進捗状況についてお聞きをさせていただきたいんですが、時間等の関係もあり、定住人口対策より2項目、社会基盤防災、防犯より1項目、産業観光仕事関係より、1項目、計4項目について、お尋ねします。まず、1項目目、定住促進賃貸住宅整備調査業務についてでございますが、この事業は、移住を促進するとともに、快適な住環境を提供し、転出を抑制することを目標とされ、整備に当たっては、PPP、PFIの手法の導入を検討され、10月15日の新聞と10月15日の新聞で報道をされておりましたが、町有地を生かした定住促進住宅整備を計画し、民間企業からサウンディングを実施して、意見や新たな提案等の情報収集を行い、事業を進めるとされております。定住促進住宅整備事業、サウンディング、これ対話でございますが、の実施要領においては、今後のスケジュールが記載をされておりますが、それによりますと、10月14日に事業実施要領を公開し、28日に説明会の参加申込み期限、11月7日に説明会の開催、18日に、民間事業者個別対話、参加申込み期限、それをもって、21日、28日に、個別対話の実施、12月18日に、個別対話結果を公表される予定となっております。そこで、28日の説明会の参加申込み企業数、また、21日、28日の個別対話参加数、企業数をどのようになったのか答弁を求めます。続いて、2項目目、定住促進空き家活用住宅整備事業についてですが、これは先ほど町長よりお話がありましたが、町が空き家の所有者から、空き家を一定期間借り上げて改修し、移住希望者に貸し出す事業とされております。令和4年3月、第2回安芸太田町議会定例会に上程された予算説明においては、令和4年度において、実施、実証事業として、2個、2個ですね、計画予定で、工事費、設計費として1380万円予算化され、事業スキームの効果や、課題を継承し、持続可能な住環境整備の可能性を検討することでありましたが、現在の進捗状況について答弁を求めます。3項目目、普通財産管理事業のうち、旧JR橋梁撤去についてです。この事業については、大規模水害時の2次被害防止のため、撤去最優先度の最も高い旧JR滝山川河川橋梁の撤去に、令和3年度から取組を開始され、令和4年度においては、実施設計を行うとされておりますが、現在の進捗状況について答弁を求めます。4項目目、特定地域づくり事業協同組合設立支援事業についてです。この事業は、地域の担い手となる人材の確保に向けて、法律に基づく、特定地域づくり事業協同組合制度で、県知事の認可を受けて、協同組合を設立し、組合が雇用した職員を組合員に派遣する制度を支援する事業となっております。これも同じく、令和4年3月第2回安芸太田町議会定例会に、上程された令和4年度予算説明において、組合間、参加予定数は5事業者で、本年10月の運用開始を予定されてるということでありましたが、現在の進捗状況について答弁を求めます。以上4点、お願いをいたします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

定住促進賃貸住宅整備調査業務について、今年度の進捗状況をお知らせしたいと思います。この事業は、PPP、PFI等の事業手法によります定住促進住宅賃貸住宅の整備に向けて、事業者の意見等を聴取することを目的としまして、まずは、11月7日、こちら、事業内容の説明を開催いたしました。ところ、民間事業者の方10社に参加をいただきました。10社の方に参加をいただきました。続きまして、先日ですが、11月の28日、29日の両日、民間事業者6社の参加を得まして、民間事業者の意見、提案等を確認するため、個別対話、サウンディングの調査を実施したところです。調査に参加いただいた事業者については、いずれも事業参加への意欲がうかがえるものでありまして、具体的に町有地を中心とした候補地での事業の可能性や、移住定住者を呼び込むための取組、住宅のデザイン、間取りなど、民間事業者の

方の様々なノウハウの提案をいただく貴重な機会となりました。今後は、これら民間事業者の意見を参考にしながら、実施方針の作成を行いまして、来年1月中旬に実施方針の公表を行います。本事業は、本町で初のPPP、PFIの方式としており、これは、交付金、起債、民間からの収入の見込み、適正な家賃の設定を検討いたしまして、財政負担を極力ゼロに近づけるための事業であります。実施方針公表後に、地元民間事業者を含めまして、事業者を対象といたしました説明会、勉強会を開催したいと思っています。本事業への関心と理解を含めるため、事業者の公募等の準備を現在進めておるところです。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。企画課のほうから、2番目の定住促進空き家活用住宅整備事業と、4番目の特定地域づくり事業協同組合設立支援事業の進捗状況について、お知らせ、説明させていただきます。先ほどもございましたように、住移住者のニーズであります、賃貸物件の確保に努めるべく、定住促進空き家活用住宅整備事業のモデルケースとして、町が空き家を所有者から10年間借り上げ、町がリフォームを行い、町が移住者に又貸しをする。いわゆるサブリースのシステムのついた空き家活用リノベーション住宅の整備を計画しているところでございます。当初、空き家バンクの登録物件から選定する予定でしたが、空き家バンクの登録者や、登録希望者は、基本的に物件を手放したいという方がほとんどでございまして、物件が出て、長年の空き家状態ということもございまして、傷みが激しく、改修費が多額になるなど、適切な物件を確保するのがなかなか難しい状況になってございます。現在、物件の確保に向けて、広報等により、広く町内に周知、募集をかけさせていただいているところでございますが、今後も引き続き、適切な物件を確保できるように、努力してまいりたいと考えております。次に、特定地域づくり事業協同組合設立支援事業についてでございますが、こちらは、先ほどもございましたように、地域内の事業者が組合員となり、各事業者の仕事を組合せて、年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し、事業者に派遣することによって、安定的な雇用環境を創出するとともに、一定の給与水準を確保しようとするものでございます。進捗状況でございますが、令和4年7月14日に設立準備委員会を設立いたしました。協同組合設立に向けて準備を開始し、町広報紙及びホームページで、参画希望の企業を呼びかけているところでございます。現在、5事業者が組合に参画されることを希望されておりまして、さらに二つの事業者が参画に向けて検討されている状況でございます。今後、組合で雇用する職員は、3名程度予定しておるところでございます。当初は、年内には事業運営開始の目途を目指しておりましたが、事業者間の調整や関係機関との協議等で、不測の時間を要しておりまして、若干スケジュールを変更しているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは総務課のほうより、3番目に御質問いただきました、旧JR橋梁撤去の進捗状況について、御説明申し上げます。旧JR滝山側橋梁の撤去事業に関しましては、議員から御紹介があったとおり、令和4年度におきましては実施設計を行うこととして当初予算を計上させていただきました。また、解体工事につきましては、令和5年それから令和6年の2か年で実施を予定しているところでございます。本事業につきましては、国土交通省が行う河川改良工事との連携により、事業費の縮減が図られることで事業調整を行っているものでございます。本年8月に設計業務内容について、請負業者、それから、国の出先

であります。太田川河川事務所、それから本町の3者で、工程内容の協議を行ったところでございます。2回目の協議としまして、今月中に予定しておるんですけども、総事業費、それから工期設定、国と町の工事範囲の具体的な内容が示される予定としております。なお、財源につきましては、これは議会議員の皆様にも御協力いただきまして、緊急自然災害防止対策事業債を活用できるということとなっております。国への起債申請手続も行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、4項目について御答弁をいただきましたが、進んでいる事業、ちょっと遅れ気味の事業、多々対応あったと思いますが、まず1点目の定住の促進賃貸住宅の調査業務についてですが、これは先ほど、今後のスケジュールはございましたが、建設予定地については、町有地を予定されておるというように、新聞のほうにも、載っていたように思いますが、もし可能、回答が可能であれば、どの、どういうところを考慮しておられるのか、お尋ねをいたします。2項目目、定住施策の活性化活用住宅整備事業についてですが、これは先ほど言いましたように、本年10月には、実施をしたいというようなことでございましたが、先ほどの答弁にもありますように、事業の進捗は、ちょっと遅れ気味かなというように思いますが、年度内事業に向けての今後のスケジュールというのをお聞きしようと思うんですが、これ昨日の全員協議会の資料の中にですね、進捗状況についてという、A4のものが入ってますんで、その中に今後の予定と、いうのがありますので、これを見ますと、令和5年の4月に事業開始の予定と、いうことになっておりますが、現在の状況からお聞きをして、まず今からどうしてもせにゃいけないのが設立総会、定款を決めないけん、設立総会をせないけん、で、それを済んで、県のほうへ申請書を提出する。事業開始については、それでいけると思いますが、これ恐らく労働派遣法がかんでくるんじゃないですかね。となると、事業開始がまだこれ4月より、遅れてくる。で、これは私が実際に聞いたわけじゃないんですが、ネットなんかで言いますと大体、通常で、県にもよるんでしょうが、申請してからやっぱり4か月程度かかるというようなことも載ってますんで、この事業開始がまた、先ほど言いましたように、若干遅れてくるのかなと。そこらあたりはどういうふうにお考えかなということです。で、3点目、JR橋梁の撤去につきましてですね、スケジュールをお聞きいたしました。予定どおりいったとして、令和5年度の当初予算案には、工事費等盛り込まれる予定かどうか。それをお尋ねします。特定地域づくり、協働の設立支援でございますが、これは関係機関との協議に不測の時間がかかっておるような御答弁であったように思いますが、先ほど言いましたように認定書類が設立準備委員会がされるということになるろうかと思いますが、なかなかこれは、先ほど言いましたように、書類はですね、かなりの申請書を提出するようになってます。ここにあれがあるんですが、そこに対する町の支援、その設立に対する、金額も含めてですが、これ寄附か補助金かでしかお金を出せませんので、その町の支援に対する関係はどのように、考えておられるのか、この前、行かれたところについては何か第三セクターみたいな感じで運営をされると。いうようなことでありましたが、町のほうは、の支援はどのように、考えておられるのか、以上4点、また改めて再質問をいたします。

○中本正廣議長

副町長。

○小野直敏副町長

それでは私のほうから1点目の、定住促進賃貸住宅整備調査事業についてお答えをさせてもらいたい

と思います。さきのサウンディングではですね、民間の事業者の方から、今回の町有地 10 か所程度候補を示しとるわけですが、その中で整備するための手順というか、前提条件みたいなものをしました。例えば、地盤調査はどうするのかとか、この地は元々はどうだったのかというお話を伺いました。その中で具体的にこの地につくりたいとかいう話はなかなかなかったわけですが、そういった意見をもとにですね、今後募集しますので、そこで具体的な、活用できる候補地みたいなものをいただけるんじゃないかというふうに考えております。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。特定地域づくり事業協同組合の設立に当たっての今後のスケジュールでございますが、まず、し、今後 1 月上旬に、中小企業等協同組合法に基づく、設立許可申請を行います。その前に先ほど言われたように、創立総会というのを開催する必要があります。その申請を行って、許可を受けた後、設立の登記を行うという形になります。その後 2 月上旬には、地域人口の急減に対するための特定地域づくり事業の推進に係る法律に基づき事業協同組合の認定申請を広島県に行うということになります。この認定を受けた後に、労働基準や労働者派遣事業の届出になりますが、届出を、労働局のほうに行うことになります。そして、令和 5 年 4 月から事業を開始する予定で準備を進めております。こちらにつきましては、中小企業等協同組合法に基づく手続、それから、特定地域づくりの推進に関する法律に基づく手続、それから、労働者派遣事業に関する届出の手続、こちらがどちらかというところと一体になって、進めていく必要がございます。現在既に、広島県の中央会でございますとか、広島県のほうに、事前の相談を全てかけておまして、それが全て整った段階で正式な、許可の申請と、あるいは届出の申請ということになりますので、令和 5 年の 4 月には、事業を開始すると、いった流れで、可能であるというふうに考えておるところでございます。それから、町の財政的な支援でございますが、こちらこの組合に対し、組合は、労働者派遣に関する手続のをする、失礼しました。県の認定申請を受ける際に、基準資産額ということである程度の基準資産を保有してないといけないというルールがございます。その試算額を、町から寄附という形で、この協同組合のほうに寄附するという手続を進めていきたいというふうに考えておまして、これは当初予算のほうで計上をさせていただいております。それが今回設立の準備をする際に、その労働者の数が、当初 2 名で考えとったんですが 3 名になって、3 名にしていくということがございまして、今回の補正予算で、その基準資産額の少し増額をさせていただいた補正予算を計上をさせていただいております。それから、準備を進めていくうちに、実際に運用していく中で、必要な備品でありますとか、経費等が、あらかじめわかってまいりましたので、そちらに要する費用も、今回、こちらは、準備委員会に対して、補助を増額させていただき予算を今回計上させていただいております。こちらの準備委員会から、正式に組合になったときに、それを、事を引き継ぐという手続を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。JR 橋梁撤去の令和 5 年度の当初予算の計上の有無ということで御質問ちょうだいいたしました。先ほどの答弁と少しかぶりますけれども、今月中に、最終的な実施設計に伴う協議ということで総事業費、それから国と町の工事範囲の具体的な内容というところを確認をする予定でございます。この辺り

を確認した上でですね、令和5年度当初予算に計上を予定をしております。また令和6年度にも、この工事かかるため、債務負担等も検討しておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今いろいろ質問に対して御答弁いただいたんですが、特に空き家活用住宅整備事業についてですが、これ皆さん今日見られたか知りませんが、今日の中国新聞にですね、江田島市が、改修済み空き家2軒の入居者ということで、今日、今日これ、今朝の新聞です。今朝の新聞に載っておりましたが、これもですね、借り上げた空き家を改修して、子育て世帯などに貸し出すモデル事業で二つの物件の入居者を募集をしている。ということで2件で大きさは別としまして、家賃が4万円、敷金礼金なし。対象者は40歳以下の世帯、で一つの物件については、市外からの移住希望者なら問わないというような条件で、今月の15日を締切りで応募を出されとるという新聞に今日たまたま載ってましたんで、ちょっと今披露させていただいたんですが、やはりこれは、後ほどのまちひとしごとにも、関連をしますますがやっぱり、町長が言われる人口増、増減のあれに、やるんなら、事業進捗スピードアップをですね、やっぱり図っていく必要があるんじゃないかと思います。町長が言われます進化進むほうの進化についてですね、先ほど言いましたようにちょっと、やはりスピードアップを図って、ちょっと遅れ気味、当初の予定より遅れ気味かなと。今説明しましたように、他の市町でも同じような条件で同じような情報で、こういうふうやっておられますんで、できるだけやはり早い、早くですね、安芸太田町も発表出来て、こういうことをやってますということ発信できるようにですね、取り組んでいただきたいと思います。私がちょっと間違っておりましたんでちょっとこの質問については、終わりまして、次に創生事業のまちひとしごとの創生事業の評価について、お聞きをしたいと思います。町においてはですね、平成27年から令和6年度までの10年間の長期展望に立って、第2次安芸太田町長期総合計画を策定され、まちづくりを計画的に進めていくために、前期を平成27年から令和元年の5年間で終了したことにより、令和2年から令和6年度の5年間で後期計画として、令和2年3月において策定をされております。この後期計画の達成評価として、安芸太田町まちひとしごと創生総合戦略会議設置要綱を定め、設置要綱第二条第3項の、総合戦略の重要業績評価指標の検証に関する規定により、安芸太田町まちひとしごと創生総合戦略会議を開催をされており、令和3年度分、これは2年度分、令和3年ですから、2年度分。令和4年度これは3年度分についての評価が出されておりますが、まちひとしごとの創生総合戦略会議の評価内容。さらに、評価の体系として、戦略会議による施策評価のうち、副町長及び町長が評価することとなっており、まず、評価内容に対する町長の見解について答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、まちひとしごと創生総合戦略の評価ということで御質問いただいております。あちひとしごと総合戦略の評価の中身でございますがこれとも、毎年度まず役場の中でですね、内部評価をさせていただいてその内部評価について、総合戦略会議のほうで、また、評価をいただくという形になるというふうに思っております。その上で、この令和3年度4年度ですね、具体的な評価、内部評価でございますけれども、それで言うと、どちらかと言うと、子育て、教育、健康福祉、社会基盤、そういった分野は、目標値の達成度合いKPIの達成状況が、比較的高い一方で、産業、観光、仕事の分野では達

成度合いが低い傾向にあるというふうな結果だったとっております。こうしたことを踏まえて、我々としてはですね、令和4年度については、産業振興にやっぱり力を入れていかなければならない、魅力的な雇用という話をしましたけれども、とりわけ観光振興に力を入れる、さらには、本町ならではの仕事を創りたいということで、自然を生かした、私が言うところの一次産業の振興をということで、林業、さらには農業についても力を入れて取組をさせていただく、あるいは、具体的には、営農専門員の確保ですとかあるいは農業振興ビジョンの策定、さらには、木質バイオマスの導入の可能性調査などについてですね、令和4年度は、取組をさせていただいたところでございます。そういった部分とは別にですね、また委員の皆様には、それぞれの観点からですね、それこそ、様々な政策、個別政策についてもですね、御評価を、あるいは御意見をいただいているところでございまして、そういったものについてはですね、引き続き、今年度の取組にしっかりと反映をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

町長より御答弁をいただきました。ただいまの答弁の中でも目標値、いわゆる、目標値を定めた目標値に対してですね、いろいろ達成度合いに相違があるというような、御答弁であったように受け取りましたが、そこで現在の評価の結果をですね、今後どのように、活用されていかれるか、また、答弁にありましたように、役場内で内部評価をされるということでもあります。これは、第三者の方はなしで、いわゆる役場の職員で評価をするということですか。これ、その評価方法についてはどんな方法で実施をされてるのか、お尋ねします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

まず、評価方法でございますが、役場のそれぞれの事業の担当課のほうで、施策の目的、現状と課題、施策を実施した結果、それから指標の目標値の達成度合いなどを整理し、その施策の今後の方向性、展開方針をまとめ、施策評価としておるところでございます。その整理をする中で、やはり、各課で整理する段階で、それぞれの施策に関連する団体でありますとか、期間がございまして、その施策の内容がどうだったか、あるいは効果的な施策だったかということにつきましては、ヒアリング等を行いまして、関係者、あるいは関係機関等の評価といたしますか、意見をいただいて、この評価に反映をさせていただいておるところでございます。また、今後の活用の、どのように活用されるかという御質問でございますが、先ほど、第一次産業の振興に関して町長が答弁していましたが、まちひとしごと創生総合戦略の施策評価の結果は、その年度の後半、それから、翌年度の施策に具体的に反映させていきたいと考えておるところでございます。特に、新年度の予算編成において、前年度の事業成果、当年度の事業の進捗を確認し、課題解決に向けて重点的に予算配分するなど、メリハリのきいた予算編成に活用していきたいというふうに考えております。そのためにも、各施策においてその目的を明確にし、成果指標の設定、目標値の設定を的確に行う必要があります。現在設定している成果指標の目標値を達成すれば、施策の目的の達成や課題解決につながるのかというのを、いま一度点検しまして、成果指標の再設定、見直し等も今後進めていく必要があるかと思っております。また、現在取組を進めております。長期総合計画後期基本計画、そして、第2期まちひとしごと創生総合戦略の計画期間は令和2年度から令和6年度としております。令和6

年度中には、次期の町政に関するビジョンを策定する必要がございます、令和3年、令和4年度のまちひとしごと総合戦略の評価を活用して、新しい町政に関するビジョンという中にも反映させる必要があらうかと考えております。以上です。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

今、いろいろ、御説明をいただいて御答弁いただいたんですが、やはり答弁にありましたようにですね、成果指標の再設定、いわゆる、残りはまだ2年ですね、5年6年、2か年となるので、やはり目標値においてもですね、進捗状況などを勘案してですね、成果指標の再設定、見直しを進めていくと。いうことが必要だと思いますし、施策やですね、事業の成果を十分点検をして、常に見直しを行っていただいでですね、その成果を、次の施策ということは、答弁にありましたように、令和5年度の、予算の中に生かしていくというような御答弁でありましたので、このことについてはですね、予算審議の場においてですね、議論をさせていただければと思います。それではこれ、この項目も終わります、最後の、3項目目、内部統制についてでございます。これは当初余り予定をしてなかったんですが、皆さん御存知のようにこれも新聞で公表されとるので、町村名を出しても大丈夫と思いますが、神石高原町の職員がですね、詐欺の疑いで逮捕されたというようなことで、この内部統制についてですね、ちょっと質問をしたいと思っております。平成29年6月に公布されました地方自治法等の一部を改正する法律により内部統制に関する方針を定め、必要な体制整備等の措置を講ずることは、都道府県知事、指定都市の市長に義務づけられました。地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である町自らが、組織目的の達成を阻害する、事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することとされております。基本的には、四つの目的、1、業務の合理的かつ効果的な追行、2、財務報告等の信頼性の確保、3、業務に関する法令等の順守、4、資産の保全をと、四つの目的が達成されないリスク、これは組織目的の達成を阻害する要因とされておりますが、一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全てのものによって、遂行されるプロセスを言い、1、統制環境、2、リスクの評価と対応、3、統制活動、4、情報と伝達、6、モニタリング、監視活動及び6、ICT情報通信技術の対応への6つの基本的要素から構成とされております。で、この内部統制のことについては、いわゆる、その他の市町、安芸太田町も含まれますが、内部統制に関する方針、必要な体制整備等の措置を講じることについては努力義務とされております。法改正による内部統制の強化は、都道府県、政令指定都市により、強く求められておりますが、その内容、狙いとするとところは、努力義務とされている市町村においても変わりはないと私は考えております。今後、リスクマネジメントの必要性の視点から、この内部統制の制度について、町長のお考えをお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続いて、内部統制ということで御質問をいただきました。改めてこの言葉をお聞きしながらですね私ももっとこの問題について勉強しなきゃいけないというのが率直な思いではございます。内部統制、今お話がございました、様々な行政を執行する上での想定される問題ですね。今神石高原の話もありましたが、違法行為、あるいは不正ミス、そういったものを組織として押さえていくために、ある意味、

何て言うんでしょうか、様々な取組があるんでしょうが、それをシステム、システムとして、全体として一連の何と言いましょか、システムとして仕組んでいくということがある意味内部統制という言葉で、表現されておられるのかなあと思いながらですね、私もまだ勉強させていただいてるところでございます。そういった問題というのは、確かに、法律上は努力義務ではありますがけれども、当然、本町においても、考えていかなければいけない問題、ましてや、過去の不祥事のことも考えればですね、再発防止も含めて、やはり、本町としてはそういった取組をしっかりと考えていく必要があると思っております。ただ、一方でですねそういった過去の不祥事があったからこそ、ある程度、今申し上げたような、内部統制に近いあるいは内部統制の一環として、備えておくべき様々な取組というのは、既に本町においてもですね、ある程度は対応してきているのではないかとも思っているところでございます。その一つが、コンプライアンス研修ですね。これについては今年度も、守秘義務、個人情報保護情報漏えいというテーマをもとにですね、実施をさせていただきました。また情報セキュリティ対策という意味ではですね、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために、情報セキュリティポリシーというのはもう既に定めさせていただいてるところでございます、定期的な見直しも図っているところでございます。また内部統制これ一つの柱だと思いますが、公益通報者保護法の関係ですね、神石も、内部からの通報で明らかになったと聞いております。そういった取組も、本町においては仕組みとしてつくらせていただき、規定の整備を行ってですね、平成30年度からは本格実施をさせていただいてるところということでございます。そういった意味で、改めて、内部統制という形で、何というかシステムとしては、出してませんけれどもその内容については我々既に取り組みさせていただいてるつもりでございますので、まずは、そういった取組を引き続き、進めさせていただく、あるいは内部で徹底をさせていただくということをまずは力を入れていただいながらですね、引き続き、そういった意味では、まだ足りない部分を補っていきながら、本町の内部統制制度というものをこれからまた考えながら私もまた勉強させていただきながらですね、あるいは、ほかの団体の動向なども見させていただきながら、引き続き対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

はい、今の内部統制に対する町長のお考えをお聞きをさせていただきました。広島県においてもですね、広島県は先ほど言いましたように都道府県ですので、必要を定めておられますが、その中でですね、地方自治法第150条第1項に規定する財務に関する事務を、県のほうでは、内部統制の対象事務とされて、運用に当たっておられます。推進体制や、各所属の取組などを機能化して、適正な事務管理及び執行が確保されているか。不断の把握と見直しに努めるとともに、内部統制は、職員一人一人の日常業務執行の中で行われとるという共通理解のもとで、全庁を挙げて取組を推進されております。特に、法令順守、意識及び、倫理感を向上させるため、職員への研修に力を言うとしてされております。それでですね、これ、先ほど言いましたこの9月からですね、もう県内、1, 2, 3, 4, 5か所、5か所ですね事務のミスが、出とるんですね、もうちょっと簡単に読み上げさせていただきますよ。9月1日にですね、もう、これは府中町、県の府中町ですね、これは、水道ですね、水道の1200万円が、時効をになって回収不能、でこれは府中は広島市の水道局へ委託をしておりますので検診等をですね、その検診した内容はですね、データを入れ忘れとると、で町も定期的な利用状況にチェックをしてなかったというようなことで、これ1200万が回収不能ですよ。同じくこれ9月の2日、これは海田、これはですね本来は、これはこの方のちょっ

と内容がよくわからんのですが、減免等です、水道の料金が72円なのに、誤って、これすごいですよ、約570万円を請求しとると。もう信じられんような、あれがちょっと載ったんですが、これは検診員さんが、メーターの数字を見間違えて、これをシステムはですね、再検診を下さいということを、表示しとるんですが、職員がいわゆる町の職員ですね、海田町の職員が見落として、再検診してない。そのままの数字で請求を起こしたとるといようなことですよ。で、同じくこれ9月2日が多いんですがね、これ世羅町。後期高齢者の保険料を、年金から天引きするんで間違いはないと思うんですがね。これはまたすごいですよ。保険料の算出に必要なデータをですね、誤って入れとると。他の職員もチェックしなかったで、徴収漏れ150万4552円、で2人には、5700円の過徴収、町はお詫びの文書を出したといようなことですよ。で、もう一つが、海田町、これも海田です。これは、特別障害者手当の支給遅れ、これに至ってはですね、町福祉課の担当者が、金融機関に振り込みを依頼する事項を忘れとったと。もう信じられんようなミスですよ。やっぱりこういうことがですね、これ9月だけで1、2、3、4件か。4件これ中国新聞で報道されとったんですが、起こるとるんですよ。だから、安芸太田町も先ほど町長言われましたように、大きくは財務規則、財務規則によって、運営をされとるとは思いますが、やはりですね、こういうちょっとしたミスが出るんですよ。で、ほんで、どの町も、最終的には、申し訳ないと。今後はスケジュールを課内で共有して、すると、ミスを防ぐというのが、どの町も同じような答えですよ。やはり、起きそうで起こらないのがミスであるんで、先ほどの内部統制ではないんですが、やはりそうすると、県、広島県で行われておるような法令遵守の意識の徹底、また倫理感ですね、を向上させるための、職員の研修は定期的なものが必要とは思いますが、そこらあたりについては、町はどのようになつとるか、お聞きをいたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。職員の研修というところでございます。当然ながらですね、今のようなヒューマンエラーというんですか、必ずあるというふうに認識をしております。直近でいうと、私どもの町もですね、先般、火事がございまして、何度か研修はしているんですけども、やはり、そのときになるとですね、要は、正確な放送が出来ないといったような事案もございました。研修だけではなかなかフォロー出来ない部分も、あろうと思います。このあたりのところはやはりシステムティックにやっていけない部分があるというふうには考えております。ちなみにですね、本町では、毎月、政策会議というものをやっております。全課長集めて政策課題等の議論をしておるところでございます。この今9月というふうにおっしゃられました。10月に、今の神石高原の事案もございました。こうしたことを受けまして、我々も先々月ではございますけれども、これは物品検収ですね、私たちの町も、やっぱり物品検収というのは必ずやっております、それは誰がやってるかという課長がやっております。そうしたことを、もう一度徹底してやりましょうということで、現物と、その請求書をしっかり見て研修してくださいということを、会計管理者として、各課長をお願いをしたところでございます。なかなか場当たりの恐縮なんです、やはり、こういったミスというのをですね、他者からも学びながら、行っていく必要があると思っておりますので、都度ですね、やはりそうした再点検というものを庁内で実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

先ほど言いましたこの検品のことになるんですが、先ほどの神石高原町においてはですね、この事件後ですね、発注者以外の職員が担えと、納入された品物を写真で記録、管理でそこまでですね、職員の皆さんに責務を負わせるのも大変だと思います。ただ、いうのをルールで、改めて、神石高原町では取り組まれると、今後ですね、いうようにこれ新聞に載ってますが、やはり財務や仕事上でのミスですね、予防できるような、実効性のある仕組みづくりとですね、職員への意識づけのためにですね、今後においても、先ほど研修については常時、実施をしとるとというような答弁であったやに思いますが、やはり職員の意識向上、ミスを防ぐという意識向上も含めてですね、取り組んでいただきたい。いわゆる対岸の火事になしにですね、町でもありうると。いうようなことであるので、取り組んでいただきたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で、佐々木議員の一般質問を終わります。2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後2：30分

再開 午後2：40分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

7番、影井伊久美でございます。年の瀬が押し寄せてきて、慌ただしい12月に突入しました。そしてですね、日に日に、寒さが増し、冬本番がもうすぐそこまで来ております。本町の冬は、自然の厳しさを思い知らされることもありますが、澄んだ空気で星空がとってもきれいで、大好きです。ただ自然豊かな町というだけで選んだわけではなく、このときには厳しい四季折々の環境で、我が子の健やかな成長を願い、移住してきました。移住生活第1日目から、地域の方々には温かく迎えてもらい、引っ越しの手伝いまでしていただいたりと、最高の環境だと私は感じております。しかしですね、子育てする上で、不便なこともしばしばあります。自身の子育て中は必死で気がつかなかったことを、現在のですね、子育て真っ最中の住民さんに御指摘をいただき、今定例会において、通告しておりましたとおり、子供の専門医療機関通院に対する支援、これについて、議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式にて質問いたします。まず、本題に入る前に、日本医師会総合政策研究機構発行の著書を一部抜粋紹介いたします。小児診療が、他科と異なるのは、疾病の診断、治療とともに、総合的に成長発達を見ていくところにある。したがって、大人に用いる問診や診療技術だけでは、小児に対することは、対応することは難しい。さらに、小児は大人よりも、病状の変化があらわれやすく、発症や容態の進行、悪化、治療への展開が大人と比べて、急であることが多い。僅かな兆候に気づけなかったために、次の診察時に、かなり症状が進んでいることも少なくない。こうした傾向に加え、小児は、自分の病状を十分に表現することが出来ない、とあります。小児科のない本町の子供たちも足を運び、小児科に受診をする重要性がうかがえます。この質問を通じて、乳幼児と、医療機関通院交通費助成事業実施、これを提起いたします。その根拠として、子育て世帯からの要望が多数あること。町内に小児科専門医療機関がないという事実、しかし、本町に小児科医を配属していただいたり、開業医を誘致したりといったことは、子供の人数も少ない現状において、現実

的ではないということ。総合的に、子育ての住環境を最大限整備し、子供の命を守っていくという観点、他方、移住定住を考える際、小児科があるかないか。もしくは、自治体の子育て支援制度が充実しているか、これらが大きなポイントとなっていること。これらを踏まえて、順次質問してまいります。先ほどから申し上げているとおり、本町には小児科専門医療機関がなく、町立病院においても、小児科医が不在の状況です。したがって、子供が専門機関に受診するには、町外に出向かなければいけないのが現状で、受診するに当たっては、必ず交通費がかかってまいります。本町で、子育て中の方に受診頻度についてお話を少し聞いてみました。多いときで、月に二、三回程度。全く受診しない月もあるそうです。そういった方が大多数おられました。しかしですね、例えば、兄弟間で、次々に風邪を引いた場合など、あるいは慢性疾病があるなどの場合ですね、多いときに月に四、五回受診することもあるようです。またその多くがですね、一刻も早く受診したいとの思いで、大抵高速道路を利用するというふうに答えられました。燃料高騰で家計に厳しい状況が続く、ガソリン代、これに加えて、高速代も負担しなければなりません。このことは、本町にとってウイークポイントであり、大きな課題であると考えます。安心して子育てできるまちづくりのため、子育て世代の移住定住者に本町を選んでもらうため、これらのために、何らかの対策が必要であると考えます。本町の子供の専門医療機関通院における状況を、町はどのようにとらえられているか。また、先ほど私が申しましたように、課題に対して、何かしらの対策を講じる必要があるか否かのお考えをまずお聞きいたします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは、影井議員のほうから御質問いただきました交通費助成の現状等について、回答のほうをまずさせていただきたいと思えます。本町におきましては、まず町の施策といたしまして、現在、乳幼児子供医療費支給事業として、ゼロ歳から18歳到達後最初の3月末までのお子さんを対象にして、自己負担額を、医療機関ごとに1回500円、通院が月4日間で、また、入院は月14日まで助成をされております。令和3年度、この直近の年度でですね、この医療費の助成については、年度末の対象者が469人、医療機関を受診された件数の合計が3133件で、そのうち、町外の受診件数、受診件数が1886件、さらにそのうち、医療機関名等から、小児科医とある程度特定できるものが、654件というふうな数字でございました。実際に、議員のほうからも御指摘がありましたように、やはり、小児科の専門医に受診をすることになると、交通費については、御家族の方に、かなりの負担をかけている。また、小児科専門のかかりつけ医が、町内にいないということに対して、やはり保護者の方に安心感を担保することが出来ていないという、やはり課題があるというふうに担当のほうでは考えております。私のほうからまず、以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。現状というか、町の把握という意味で今御説明をさせていただいたところでございます。その上で、議員のほうから策を講じる必要があるか否かということについて御質問いただきました。改めて、小児科の設置というのは私自身も、関心があるところではございましたが、その後、現状等様々調べていく中でですね、昨年12月の議会で、ほかの議員のほうからも御質問いただいたときに、少し触れていただきました。現状町内子供さんの数が少ない、少ないというか、当時、たしか、一般的に小児科が成り立

つには子供さん約 1400 人がいるということが一つ、経済的に成り立つかどうかという意味でのハードルということもあってですね。それを大きく下回ってる現状においてですね、安芸太田病院に小児専門の先生を確保するのはなかなか難しいという話をさせていただいたと思っております。それについては、現状も状況変わっていないという認識でございます。ただし、あれ以来ですね、安芸太田病院のほうでも様々な努力はいただいております、現状、特に子供さんの中でも小学校高学年ぐらいの子供さんについてはですね、しっかりと安芸太田病院のほうでも診療を受けていただく。また、それを踏まえて、町内の親御さん方もですね、そういった年齢の子供さんについては安芸太田病院に来ていただいているという現状でございます。そういった意味で、かなり現場でも努力をいただいているというふうにも認識をしております。ただ、この点についてはもしよろしければですね、平林管理者も来ておられるものですから、ぜひ現場の意見も聞いていただければと思っております、その上で、そういう状況を踏まえた上で私が気になっておりますのは、小学校の低学年、あるいは乳幼児については、じゃあどうかということでございます。その点、やはり、心配をされている親御さん方がやっぱり町内現実におられて、結果として、なかなか、やっぱりしんどい思いをして市内の小児科専門病院に行かれてるという現状があると思えますし、事実、私もある意味その、その対象の 1 人でございますので、その大変さは、私なりに感じているところでございます。そういう観点から、委員御指摘のような取組をさせていただければですね、多くの幼い子供さんを抱えている親御さんからすればですね、安心感を感じていただけるのではないかなというふうに、今のところ、印象としては感じているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

平林病院管理者。

○平林直樹病院事業管理者

今日は統括センター長という立場で、小児医療の提供体制について、もう少し、専門的な話をさせていただければというふうに思います。小児医療の提供体制についてはどの地域どの県においても、大変苦労しているところであります。広島県におきましては、現在第 7 次の、広島県保健医療、計画が進行しているところなんですけども、その中で、第 7 次のその計画を策定する際に、小児医療提供体制に関する資料、それはその当時の、広島大学病院の小児科の教授の小林先生が書かれた資料ですけども、それを拝読しますと、小児科医師数は、全国の平均を少し上回っていますが、病院勤務医数は、小児人口 10 万人当たり 51.8 人で、全国平均の 63.4 を大きく下回っております。小児救急体制における軽症患者などに対応する初期救急は、在宅当番医制や、休日夜間急患センターの体制を整備し、入院治療を要する重症患者に対する 2 次救急については、24 時間 365 日体制で受け入れる小児救急医療拠点病院として広島県内では、広島市立舟入病院、JA 尾道総合病院、そして、市立三次中央病院の、3 病院が指定されております。さらに、複数の診療科目にわたる重篤な患者につきましましては、救命救急センターが担当しておりますが、小児に限定した場合はですね、広島大学病院、県立広島病院そして尾道総合病院の三つの病院が指定されております。小児救急の受療行動として、少子化、核家族化、夫婦共働きなどの社会情勢の変化に加えて、保護者の専門医志向、病院志向が大きく影響し、準夜帯の受診が大変多くなっており、救急搬送の 9 割が実は軽症であるというふうに言われております。その結果、病院小児科医の過重労働を引起し、小児科医の疲弊の原因、要因となり、小児科医が不足している、こういう現状があります。これらの対応としまして、#8000 番、御存知と思いますが、を含めた、小児の病気やけがへの対応についての情報提供や、啓発活動が必要であるというふうに言われております。その結果、病院小児科医の過重労働を引起し、小児科医の疲弊の原因、要因となり、小児科医が不足している、こういう現状があります。これらの対応としまして、#8000 番、御存知と思いますが、を含めた、小児の病気やけがへの対応についての情報提供や、啓発活動が必要であるというふうに言われております。その結果、病院小児科医の過重労働を引起し、小児科医の疲弊の原因、要因となり、小児科医が不足している、こういう現状があります。これらの対応としまして、

先ですが、までには達成が義務づけられております医師の働き方改革、時間外労働の、これは制限です。そして、小児科医には実は産休とか育休をとる可能性の高い女性医師が、多く、多いことから、今後ますますですね、このような、小児科医による夜間休日の診療に支障を来すということが、その時点で想定されております。これに関して、広島大学病院では、方針としてですね、重症患者の救命をまず第1に考える。ということから、数少ない小児科医師の派遣先としては、選択と集中がされております。具体的に申し上げますと、先ほどの三つの小児救急医療拠点病院に加えて、周産期母子医療センター、ここに集中的に小児科医を配置する、広島医療圏内で申しますと、大学病院、県立広島病院、そして、広島市民病院。もう一つが土屋総合病院、そこが周産期母子医療センターがあるところでございます。したがって県内に3か所ある小児救急医療拠点病院を受診すること以外にはですね、住んでいる地域で、24時間小児科の先生に、診ていただくということはちょっと難しいというのが現状でございます。また小児科医の中でもですね、救急対応の経験が少ない医者もいることから、内科医も含めた、小児の初期救急についての基本的な知識、技術を習得するための、研修体制の整備が必要だというふうに、言われておりますが、まだ実際にはなかなかないのが現状です。かといって当院で何もしてないかってそうではなくて、安芸太田病院でも現在内科医の1人が、実は週に1回、もう1年以上にわたって、小児科研修を受けております。しかしながら、医療提供体制というのは、医師1人でできるわけではなくって、看護婦も含めた、全体で医療を提供するわけですので、現在医療スタッフの育成という意味では、実は、新生児の子供の採血、検査ができるのかって、安芸太田病院ではちょっとまだ難しいかもしれません。また内科医が、成人の全ての疾患を扱うわけではないのと同じで、小児科医が乳幼児の疾患の全てを取り扱っているわけでもございません。安芸太田病院においてもですね、小児の疾患の約半数は、すいません安芸太田町においても先ほど伊賀課長申し上げましたように、小児疾患の半数以上は安芸太田病院で実際今、見させていただいております。外傷とか皮膚疾患とかですね、あるいは耳鼻科疾患、それから、児童生徒さんの疾患についてはですね、今、見させていただいている状況にあります。以上のような広島県内、あるいは安芸太田町内の状況の中で、専門医療機関への救急受診の9割以上が軽症であるということを見みるとですね、小児科専門医療機関の勤務医、小児科の先生、病院に勤めてる先生の疲弊をさせないためにもですね、専門医への受診が必要か否かの、判断の補助手段として、広島県で始まりまして#8000番。これ広島県で始まった。何か全国に普及していたわけなんですけど、その利用とか、あるいはですね、安芸太田病院でも今行っておりますAI問診、ぜひ、こういうようなことをですね、うまく利用させていただいて、安芸太田病院での初期対応でも済むと。このように判断して、判断される場合はですね、迷わず、安芸太田病院に来ていただきたいというふうに思っております。その上で、対応が困難な場合はですね、適切な医療機関への紹介状を書きますので、紹介状なしで受診されるよりも、受診医療機関での対応がスムーズになるというふうに考えております。また、一般の方の専門医志向は、これは各、医学界が発端となって実は、私ですと外科の専門医、消化器外科の専門医、行動技術指導員、学会自体がつくってきたことなんですけども、その制度設計が招いた弊害もあるんですが、医師側にはですね、見てあげたいという、そういう気持ちはないわけではないんですが経過がよくない場合に、初療の失敗が問題ではなかったか、初療に専門医が出てこなかったのが問題、このような結果を招いたというふうに非難されるのを避けてですね、専門外の患者も見ない。というふうな風潮が蔓延しているのも、もう現実であります。しかしながら、県内では365日、小児科専門医による受診が、診療が受けられる病院は3か所しかありませんので、それ以外の病院では主に内科医総合診療医が診療を担当しているのが現状でございます。私の前職の安佐市民病院でも、小児科医が初療に出てくることはございませんでした。第7次の保健医療計画に記載されている安

佐北区の一般小児医療を担当する登録医療機関は2病院、9診療所でございます。2病院とは、安佐市民病院と高陽ニュータウン病院です。この11の中で小児科医が常勤しているところは、3か所のみです。重症度に応じて必要と判断された場合に適切な医療機関を紹介するということになっております。この広島市安佐北区での状況を、参考にするとは、本町でも、安芸太田病院あるいは戸河内診療助をうまく利用させていただいて、必要なときに専門医の診療を受ける、そういう受診方法を御協力いただくことが、小児科医療、小児医療を崩壊させない方法につながるというふうに私は思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

管理者のほうから、病院の実情について、詳しく御説明いただいて、私もまだまだ勉強不足なところ、よくわかる御説明いただいて、よかったですと思います。で、ですね、安芸太田病院で、救急で診ていただけていうのは、私も承知をしております。で、先ほど来から御説明いただいたのは主に救急の場合の話が多かったかなと思います。現場の御苦労とか、全国的にも小児科医不足っていうのも、承知しております。いずれにせよですね、過渡期の状態にあるということで、住民の皆さんに、まずは安芸太田病院、戸河内診療所にかかって、そのあとですね、専門小児専門医のほうへかかるっていったことを、周知も出来てない状態で、過渡期だと思っております。で、本町の子育て施策自体も比較的充実しているのも承知をしております。でも今回このような話が出てきたのは、現に子育てされている方々から要望があったということは、やはり十分ではないっていうことが伺えると思います。オンライン診療なども考えられているとはお聞きしましたが、やはり、1度は受診が必要なのかなと思います。やはり、でも小児専門医にかかるということは健診など、日頃の状態も、かかりつけで知ってもらって、安心感をやはり親御さんに持っていただくというためには、やはり小児科の専門医にかかりたいっていうのが、保護者の方が、実際には、やはり多いのではないかと思います。あれで、ここまでで、本町の現状、そして課題、町長は、これに対して、何らかの対策が必要であるのではなからうかというふうに私認識したんですけれども、この3点に関しては、共有出来たと理解してもよろしいでしょうか。簡潔にお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて、現場の話もさせていただきながら、ぜひ、安芸太田病院そうは言っても御利用いただきたいと思っておりますが、それで、全てが対応できるわけではありませんので、どちらにしても、やはり専門の医者、往々にかかりたいという方がおられるその気持ちはよくわかります。その部分がある意味、ウイークポイントという言い方をされましたが、そういうことあるいは、要は広島市内に住んでおられる方から比べるとですね、余計な苦労をしなければならないというのはまさに、そのとおりだと思っておりますので、その部分をカバーする何らかの対策というのは、私、大変興味を、持ちながら話を聞かせていただきました。はい。ということでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。しつこくて申し訳ございません。そうですね、やはり管理者のほうからもおっしゃられたとおり、

町長もおっしゃられるとおり、本町には、子供が少ない現状ですので、小児科医自体のその必要性などもいろいろ考えていかねばならないのが現状だと思います。しかしですね、現状を、ハード面の整備が難しいということであれば、やはりソフト面でカバーしていかねばならないのではないかと私は考えます。そこでですね、仮定なんですけれども、本町同様にですね小児科のない町はどのような対策をとられているか。これを検索したところ、北海道にですね、乳幼児等医療機関通院交通費助成事業を実施している町が1件だけヒットしたんです。そこに問合せみて、現在の担当者さんに幾つかの質問をさせていただきました。まず、それを御紹介します。1点目に、この事業の実施に至ったきっかけは何だったんですかと伺ったところ、住民アンケートを実施されたそうで、その中の回答で、こういう制度が欲しいという要望が多かったということでした。アンケートにまでは至っておりませんが本町でも多くの子育て世帯から要望をいただいて、本定例会で、一般質問に至ったわけです。2点目はですね、この事業開始に当たっての課題、これを伺いましたところ、御回答は、やはり財源をどうするかという御回答でした。本町においても、財源は重要な課題であることは、私も承知いたしております。そして3点目にですね、実際運営されてみての課題、これについては、兄弟間で通院した場合の精算方法や、受診する医療機関の対象範囲をどのように設定するかなどといった、要綱制定や事務的なことにまつわる内容でした。これについても本町も同様であるかなあという認識を得ました。最後にですね、運営してからの住民さんの反応、どういったものがあるかということをお伺いしたところ、非常に助かるという声。あとは、町の助成があるっていうだけで、安心感があるっていう声が聞こえてきたそうです。本町でもですね、そういった声を聞けることを切に願っております。家庭と申しましたが、では実際に乳幼児等医療機関通院交通費助成事業を実施しようと思ったとき、どのようなことがネックになるか、考えてみました。やはり北海道のT町ですが、財源や、要綱制定、運営方法、これらが同じように挙げられるのではないかと考えますが、本町では、どのようなことが課題になるか、その他あれば、あわせて御答弁いただきたいと思います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。昨日から御質問いただきましたですが、やはり、助成事業を進めるに当たって、いろいろ具体的な問題等はあると思います。そちらについては、もしやるということになればですね、今後改めて庁内の中で、もっともっと議論して、精度の高いものに考えていかなければならないとは思いますが、ある程度思いつくまま、ちょっと考えてみましたところ、やはり先ほど、センター長のほうからも話をがありましたように、ある程度やはり、町内の安芸太田病院、診療所のほうでも、受診をしていただいているという状況を考えましたときには、やはり町外への、受診流出につながっているその病院への実績がなくなるということに伴いまして、一層の医師不足というものを引き起こすことになるんじゃないかなということも、ある意味懸念をしたりもいたします。また、逆にですね、病気にならず、元気に過ごされているお子さんに対するやっぱり配慮というようなこともちょっと必要ではないかなとも考えます。過去1年間、外来受診がないような方についてですね、例えば、表彰してあげるとかいうような制度も、受診とはまた逆に考える必要があるかもわかりません。他方、小さなお子さんを持つ保護者の皆さんの不安を軽減するために紹介もございました。小児、救急電話、#8000、こちらについてもですね、もっともっと御利用いただければと思いますし、現在、本町におきましても、家庭、保健所や、によります家庭訪問でありますとか、また子育て支援センターのほのぼのの通信等においてもですね、この#8000について紹介をさせていただき、広く御利用を求めているところではございます。とは申しましても、この救急電話相談

について、実際、厚生労働省の情報収集分析事業報告書というのがございますが、こちら令和2年度の、実績を確認したところ、令和2年12月から令和3年2月の3か月間で、広島医療圏域、これを、安芸太田町も含まれるんですけども、相談件数でいうと2372件、1か月の平均で790件程度という報告でございました。その数字から考えたときに、広島医療圏域ですから、町以外のたくさんの、安芸太田もそう、お隣の市町も入っておりますので、そういった、数から考えたときに、本町からのですね、相談実績を推察しましても、そう頻繁にですね、この#8000というものを、今現在利用されている方もたくさんいらっしゃるだろうというふうに想定しとるところでございます。本町においては、妊婦さんの健診等においてですね、通院のときに、助成を、一部交通費の助成をさせていただいたところがございます。この乳幼児等が、町外の医療機関に通院するための助成をすることによってその対象となる、家庭の経済的負担を図ることなどがもう適当されるのであるならば、妊婦さんだけではなくてそれから、先ほど、今のお話のあります。乳幼児等の交通費助成についても、要はその支援を切れ目なく進めることができるのではないかなというふうにも思いますので、そういったところも含めて、財源的な課題もございますが、より、検討する価値があるかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。丁寧に御答弁いただいて。財源、最後におっしゃいましたが、妊産婦健康検査交通費助成、これからの切れ目ない支援、全くおっしゃるとおり、切れ目のない支援をお願いしたいところです。ですね、この助成制度においても、1回の受診につき交通費1000円を助成しておられます。先ほど御紹介した北海道のT町においても、通院1日につき1000円を助成されております。小児科への受診件数、昨年度の受診件数を、以前お伺いしたとき、1600件とお聞きしたんですけども、これに単純に、1000円を掛けただけではあります、160万円になりますので、プラス事務経費などを含めたり、その年によって増減はあるかと思いますが財源的にはこの程度かと考えます。とはいえ、捻出するには御苦労もあるかと思えます。T町に、財源のほうはどうされているのかも伺いました。一般財源のほかですね、ふるさと応援寄附金、これを活用されておられるそうです。同僚議員からふるさと納税の使い道についての質問、指摘があったことは記憶に新しいところです。子育て環境の向上という、長期総合計画に付記されている点とも矛盾しない、有効的な使い道であると私は考えますが、本町もこのふるさと納税活用してみるのはいかがでしょうか。かなと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。財源についても含めてですね、御提案をいただきました。そのことも含めてですね私も先ほど申し上げました、子供さん抱えておられる、親御さん方の支援という意味では大変興味深く聞かせていただきましたので、財源のことも含めて、ちょっと我々も、庁内で考えさせていただければなと思っております。それこそ本当に制度として組み込むのであれば、御指摘があったような、要綱あるいはその財源、諸々、あるいはほかの制度にどう影響するかといったこともこれから考えていかなければならないと思います。ので、あわせてそういったことも含めながらですね、ちょうど、来年度の予算編成をこれから、取り組むところでもございますので、あわせて、御示唆をいただいたというふうに思いながらですね、検討させていただければというふうに思っております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、要綱や運営についてもですね、本町がもう既に行っている妊産婦健康検査交通費助成や、T町といたように先進事例がございます。いずれにせよですね、子供の人数はもう相当少なくなってきており、出生数も年間20人を切っている状況だとも伺っております。数少ない地域の宝でもある、子供たちのために、何とかして、財源を充てていただきたいと思います。そしてですね、新規の事業も、既存の事業も、どちらにも当てはまると思うんですけども、始めてみて、状況や問題点、ニーズ、それらに合わせて進化させていくことも大切なことだと思います。T町におかれても、今は事業の内容を落ち着いているが最初から、現在の形があったわけではないというふうに聞き及んでおります。町長おっしゃるように、財源や運営方法について議論の必要が十分にされる必要があると思っております。この妊産婦健康検査、交通費助成事業からの続けての切れ目ない支援や、子供たちの命を守るため、本町で安心して子育てができる住環境を整えるため、子育て世代の多くが望むこの乳幼児医療機関通院交通費助成事業実施について、質問してまいりましたけれども、本日この質問を通じてですね、現状や課題、これらが共有出来、私の中では、前向きに検討いただけたとの御答弁をいただけたと思っております。いずれにせよ有意義なやりとりが出来たと思っております。いただいた御答弁を整理しまして、自身もどの部分で協力していけるのか、これを今後模索し、今後も住民の思いを行政へとつないでまいりたいと思います。午前中の町長の御答弁の中にもありました。人口を維持していくのであれば、まずはですね、住んでいる人が住んでよかった、住み続けたい、ここで子育てしたい、このように思うまちづくりを目指されるべきだと思います。そしてですね、先ほどから何回も申し上げてる、この助成制度、1日でも早く前へ進めていただくよう申し添え、時間は早いですが、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○中本正廣議長

以上で影井議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 3時21分 延会
